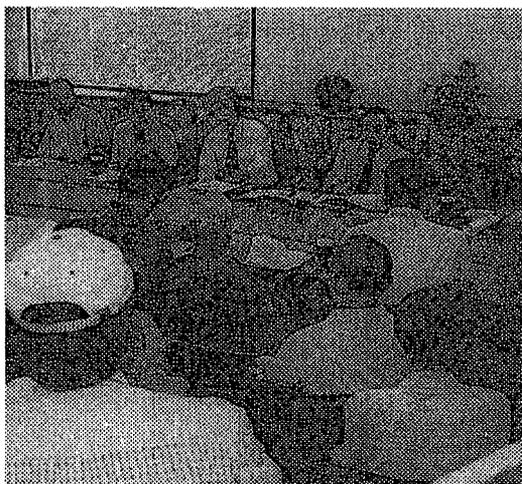


# 「シーガイア支援基金」住民訴訟 第1回口頭弁論(私たちの主張)と 第2回口頭弁論(被告の反論)の 関連資料

## 目次

I	住民訴訟の訴状(2000年5月12日提出)	p.1~13
II	第1回口頭弁論(2000年9月4日)に関連した資料	
	(1)原告・後藤好成弁護士の意見陳述(2000年9月4日陳述)	p.14~15
	(2)原告・栗原哲夫氏の意見陳述(2000年9月4日陳述)	p.15~16
	(3)原告・平野千恵子氏の意見陳述(2000年9月4日陳述)	p.17
	(4)被告・松形祐堯氏の答弁書(2000年8月28日提出)	p.18~19
	(5)第1回口頭弁論に関する新聞報道記事	p.20~22
III	第2回口頭弁論(2000年11月13日)に関連した資料	
	(1)原告・準備書面(2000年11月9日提出)	p.23~25
	(2)原告・証書等提出に関する意見書(2000年11月10日提出)	p.25~27
	(3)被告・第一準備書面告(2000年11月2日提出)	p.28~42
	(4)被告・証拠説明書(2000年11月2日提出)	p.43~48
	(5)第2回口頭弁論に関する新聞報道記事	p.49



第1回口頭弁論の終了後に  
開かれたミニ報告会

# すすめる会の結成から住民訴訟までの経過

(2000年1月～11月)

月 日	すすめる会, 住民監査請求, 住民訴訟などの動き
1月27日	「すすめる会」の結成総会
2月18日	宮崎県監査事務局に第1次住民監査請求提出 (受理者1,961名)
3月14日	第1次住民監査請求意見陳述 (意見陳述人8名)
4月14日	第1次住民監査請求の監査結果の通知
5月12日	宮崎地方裁判所に第1次第1回住民訴訟の提訴 (受理者600名, 受付番号: 平成12年(行ウ)第二号)
5月12日	宮崎地方裁判所に第1次第2回住民訴訟の提訴 (受理者9名, 受付番号: 平成12年(行ウ)第三号)
5月19日	宮崎県監査事務局に第2次住民監査請求提出 (受理者1,420名)
6月14日	第2次住民監査請求意見陳述 (意見陳述人6名)
7月14日	第2次住民監査請求の監査結果の通知
8月10日	宮崎地方裁判所に第2次第1回住民訴訟の提訴 (受理者119名, 受付番号: 平成12年(行ウ)第五号)
8月11日	宮崎地方裁判所に第2次第2回住民訴訟の提訴 (受理者45名, 受付番号: 平成12年(行ウ)第六号)
	その後に原告4名の辞退があり, 住民訴訟原告団としては最終的に769名となった.
9月 4日	住民訴訟第1回口頭弁論
11月13日	住民訴訟第2回口頭弁論
2001年2月19日	住民訴訟第3回口頭弁論 (予定)

# I 住民訴訟の訴状 (2000年5月12日提出)

当事者の表示 別紙のとおり  
請求の趣旨 別紙のとおり  
請求の原因 別紙のとおり

## 住民訴訟による損害賠償請求の訴

訴訟物の価額 金95万円(算定不能)  
手数料額 金8,200円  
予納郵券 金5,050円

2000年5月12日

### 右原告ら訴訟代理人

弁護士 成見 幸子	弁護士 後藤 好成	弁護士 西田 隆二
弁護士 鋤田 萬喜雄	弁護士 成見 正毅	弁護士 吉田 孝夫
弁護士 真早流 踏雄	弁護士 松田 幸子	弁護士 中島 多津雄
弁護士 年森 俊宏	弁護士 成合 一弘	

宮崎地方裁判所 御中

\*\*\*\*\*

## 請求の趣旨

- 1、被告は、宮崎県に対し、金60億円及びこれに対する本訴状送達の日から完済に至るまで年5分の割合の金員を支払え。
- 2、訴訟費用は被告の負担とする  
との判決及び仮執行の宣言を求める。

## 請求の原因 [長いので次ページ以降に示します。]

### 証拠方法

- 1、甲第一号証 監査請求書
- 2、甲第二号証 監査請求の結果
- 3、甲第三号証 新聞記事
- 4、甲第四号証 資料集

### 添付書類

- |                    |      |
|--------------------|------|
| 1、疎甲第一号証乃至疎甲第四号証写し | 各1通  |
| 2、訴訟委任状            | 602通 |
| 3、宮崎県公報            | 1通   |



# 請求の原因

## 「請求の原因」の目次

第1 はじめに [p.2]

第2 当事者 [p.3]

第3 本件補助金の支出とその経過 [p.3]

1、県による「国際コンベンションリゾート宮崎振興基金」設立と補助金金60億円支出に至る経過

第4 本件補助金支出の違法性 [p.5]

1、地方自治法第232条の2にいう「公益上の必要性」について [p.5]

2、シーガイアに対する補助金支出と同支出における公益上の必要性の存否 [p.6]

(一) 事業活動において何らの公益性を認められない営利観光企業シーガイア

(二) シーガイアへの支援という補助金支出とその使用目的について [p.8]

(三) 本件補助金の大半がシーガイアへ支給されることの不公平性について [p.10]

(四) 本件補助金の支出方法と支出額の不適正について [p.10]

(五) 県に財政的余裕が存しないにもかかわらず金60億円を無償で支出することの違法性 [p.11]

(六) 支出した補助金の検査、監視体制ないことの問題点 [p.11]

第5 被告の責任 [p.12]

第6 原告らの監査請求及び同請求棄却の事実 [p.13]

第7 [p.13]

## 第1 はじめに

1、平成12年1月21日、被告が宮崎県知事として、財団法人宮崎コンベンションビューローに対してなした金60億円の公金支出は「県内の観光産業の振興」を目的としてなされたとされている。

しかし、支出がなされた時機、動機、用途からして、その目的が主力銀行の融資停止を受け、経済的苦境に陥ったフェニックス・リゾート株式会社（以下単にシーガイアという）の支援にあることは明らかであった。

これは昨年6月にシーガイア平成11年3月期決算で累積赤字が金1,115億円と金1,000億円台を超えたことが公表され、昨年9月に主力銀行である第一勧銀がシーガイアに融資停止を通告したこと、これに伴いシーガイアが債権者等への返済ができなくなり、宮崎県・宮崎銀行等へ返済猶予を求めざるを得ない段階に至る一方、従業員への給与支払や取引業者への毎月の支払い等にも支障が生じること等、シーガイアがこのままでは倒産の危機を招きかねない経営破綻というべき状況に陥ったという事態を踏まえ、このシーガイアへの緊急の援助の必要から今回の基金設立・公的資金の支出構想が宮崎県から突然持出されてきたというのが真相である。

2、先に述べるようにシーガイアの経営は、開業以来、毎年金200億円前後の赤字を計上してきており、減価償却、借入金返済分を除いた営業段階の収支においてさえもこれが黒字になったことは開業以来一度もなく、まさに営業を続ければ続ける程累積赤字が増大する構造的な破局経営であった。

昨年9月の主力銀行（第一勧銀）のシーガイアに対する融資停止決定措置は、このような

恒常的赤字経営の中で毎年不足する運転資金、借入金返済資金等を補填するための融資を辛うじて続けてきていた第一勧銀が、シーガイアがもはや回復不能の経営破綻状態にあると判断した上で融資停止決定にふみきったという意味でまさにその破綻が決定的段階に至ったことを示している。

そもそも営利目的の観光企業にすぎないシーガイアに金60億円もの公金を無償で投入すること自体何らの公益性も認められないものであるが、このように、完全な経営破綻状態に陥り、経営の客観的數字からしても再建の見通しも立ちようがないシーガイアに対して、60億円近くもの国民、県民の税金が投入されてもそれは文字どおりの捨て金にしかならないことは誰の目にも明らかであった。

以上のような現実を敢えて一切無視し、「県の出資分以上の税金の投入はあり得ない」との県民への公約をかなぐり捨ててまで被告が強行した今回の公金投入は無責任極まりない行政の無謀な暴走という他ない。

- 3、 宮崎県は破産申立件数（人口比）において全国2位となっていることにも示されているように、長引く不況の中で県内の多くの業者や県民は経済的苦境に立つことを余儀なくされており、多くの県民が節約と苦勞の中で税金も納めてきている。又、当の県自身も毎年数百億円規模の借金（県債）を重ねざるを得ない借金財政であり、累計7,400億円もの累積負債に苦しんでいるのである。

このような状況下で、60億円近くの県の公金を既に経営が破綻し経営改善計画も未確定の状態にある特定の営利企業のために無償で投与することはまさに前代未聞であり、いかなる理由があろうと許されるものではない。

このような被告の行為は、県民にとって公益上の必要性が存するどころか背信的な不法行為というべきものであり、これによって宮崎県と県民が受ける損害は莫大なものがある。

このような無謀がこのまま見過され将来も繰返されるようなことになれば既に巨額の負債を抱える県の財政までもが文字どおり破綻し、県政ひいては県民の生活への影響は計り知れないものとなろう。

そこで原告らは、宮崎県民として、貴重な国民・県民の税金を財源とする行政にこのような理不尽は到底許されないという強い思いから本件につき住民監査請求をなしたものであるが、同監査請求が棄却されたために県の受けた損害の回復を求めて本訴に及んだものである。

## 第2 当事者

- 1、原告らはいずれも宮崎県内に居住する宮崎県民である。
- 2、被告は、平成11年7月18日に宮崎県知事に選出され、以降今日まで宮崎県知事の役職にあるものである。

## 第3 本件補助金の支出とその経過

- 1、県による「国際コンベンションリゾート宮崎振興基金」設立と補助金金60億円支出に至る経過

- (1) 被告を代表者知事とする宮崎県は平成11年11月16日、宮崎県内の観光・リゾート産業支援のため金100億円規模の「国際コンベンションリゾートみやざき振興基金」の開設を検討していることを明らかにした。右構想についての県の説明では、観光客減少や資金調達で苦境に陥っている県内の観光業者を支援するのが目的で、金100億円の基金は県が金60億円を支出、その余の金40億円については宮崎市・その他の周辺自治体と民間で拠出することによりまかない、基金の管理運営は、財団法人宮崎コンベンションビューローが行うというものであった。
- (2) このような県による振興基金の開設構想の公表は、「県内の観光リゾート産業の支援」という県の表むきの説明にも拘らず、それが、経営破綻に陥ったフェニックス・リゾート株式会社の支援にあることは誰の目にも明らかであった。このことは翌11月17日ないし

18日県の中野広明商工労働部長からの説明を受けた地元各紙(全国紙地方版を含め)が、県が振興基金設立によって経営危機にたつシーガイアの支援のために公的資金投入の方針をうちだしたことを見出しに掲げて、これを一斉に報じたことにも象徴的にあらわれている。

即ち、各紙はその見出しに「シーガイアに公的資金」(11月17日付宮崎日日新聞)、「シーガイア支援(基金・宮崎県が60億円投入)」(11月18日付毎日新聞)、「シーガイアに県が支援基金・公金60億円で賛否」(11月18日読売新聞)「シーガイアに公的資金・抜本改善に疑問符」(11月18日日経新聞)「県のシーガイア支援基金構想宮崎市長は慎重姿勢」(11月19日西日本新聞)等と掲げて、いずれも県の振興基金構想が専らシーガイアの支援のために公金投入の目的で打出されたことを報じている。

- (3) 以上のような県内報道機関の報道、解説等を見るまでもなく、今回の「振興基金」設立の目的が、シーガイアへの公金投入にあることは明らかであった。

県の本件基金構想は従前から存在していたものではなく、昨年11月に突然持出されたものであるが、その背景には

- ① 増大し続けていたシーガイアの累積赤字が平成11年3月期決算において金1,115億円と金1,000億円の大台を越えたことが平成11年6月に公表され、平成11年9月に主力銀行である第一勧業銀行が、シーガイアへの融資停止を決定したこと
- ② このためシーガイアは債権者への一部返済不能や運転資金不足状態に陥り、宮崎県や宮崎銀行からの借入金への平成11年度分の返済や宮崎市への固定資産税(金9億円)の支払ができなくなる一方、従業員への給与支払い、取引業者への毎月の支払等に支障が生じるという経営破綻状態に陥ったこと

等の事情が存していることは疑いない。

このことは被告自身も基金構想と公的資金投入を決断した動機について聞かれ、「今年9月に第一勧業銀行からの融資がストップになり、(シーガイアの)経営不安が明確になったことが大きい。」(宮崎日日新聞99年11月18日)と答えていることをはじめ、その後開かれた県議会での被告や県幹部の答弁等にも端的にあらわれている。

- (4) 宮崎県議会の本件公金支出に関する補正予算可決に至る経緯は以下のとおりであった。

- ① 県の基金設立案は、平成11年11月28日、被告によって定例県議会に提案された。
- ② 被告は、その後の平成11年12月7日に行われた県議会での一般質問に対し本件基金について、「シーガイアの経済波及効果は大きく、本県にとって必要不可欠な施設。支援は今回限り。」と事実上シーガイア支援を目的とした基金であることを認めた答弁をし、又続いて同県議会の答弁に立った県の中野商工労働部長は「シーガイアに基金100億円のうち50~60億円を補助する」とし、今回の基金創設について「(シーガイアに)新たな融資が困難な状況を背景として、(シーガイアの)経営改善計画により経営が安定するまでの間、支援が必要として今回の事業となった」と説明した。

更に中野部長は、平成11年12月13日に行われた県議会商工建設常任委員会において、シーガイアの「現金・預金」不足(赤字)が平成12年度は金56億8,600万円に膨らむことから、「この赤字(不足分)が(シーガイアに)当面必要な資金と理解している。」と答え、「シーガイアには50~60億円投入したい。」と答弁していた根拠を示した。

- ③ 又、平成11年12月9日の県議会で、被告は基金開設による公的資金投入に踏みきった理由として「支援がなければサミット外相会合に重大な影響を及ぼす」と答弁して、支援の主目的が、サミット外相会合の会場に予定されているシーガイアの支援にあることを明らかにした。

- ④ 県議会も、当然のことながら本件基金の主目的がシーガイアへの公的資金投入にあると受けとめ、同案の議会での審議の中心は、金60億円近くの県の公金がまさにシーガイアへ補助金として投入されることの是非をめぐって行われた。

そして、基金案を審議した平成11年12月16日の県議



会商工常任委員会で、県は、シーガイアに対して、平成12年3月までに金25億円、同年上半期に金17億円、同年下半期に金16億円の計金58億円の公的資金を分配投入する計画であることを明らかにした。

⑤ 県議会商工常任委員会では、シーガイアへの公金投入の是非を検討するための参考人として、シーガイア副社長の中村 浩・財団法人宮崎コンベンションビューロー理事長の塩見一郎を招致して、予算審議では異例とされる参考人質問を行い、シーガイアへの公的資金投入で経営改善が可能か等をたじた。

⑥ 県議会本会議の議決に先立つ県議会商工建設委員会の審議は前日の12月17日から紛糾し徹夜の形で行われた。そして17日深夜の同委員会には被告とシーガイアの中村浩・海老原正徳両副社長が急遽異例の出席をし、中村副社長らがシーガイアの再建計画実行の決意を表明し、「支援を県にお願いしたことで県民の皆様と県議会の皆様に深くお詫びします。」とあいさつ、被告も「私の政治生命をかけてシーガイアの再生に全力で取り組みます。」と決意を表明した。その後の翌4月18日未明に商工常任委員会としての議決がなされた。

以上のような審議をふまえ、平成11年12月18日定例県議会は本件振興基金創設に要する経費として金60億円の補正予算を可決した。

(5) 県議会議決後の被告による本件公金支出の経過は次のとおりである。

- ① 平成12年1月14日、被告は県知事として国際コンベンション・リゾートみやざき振興事業補助金交付要綱を定めた。
- ② 平成12年1月17日、被告は、宮崎県補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下単に県補助規則という）第四条第一項に基づき本件補助金金60億円を財団法人宮崎コンベンションビューローに対して交付することを決定した。
- ③ 平成12年1月21日、被告は県知事として、財団法人宮崎コンベンションビューロー理事長に対し、県の公金金60億円を支出した。

(6) なお、県から本件基金の交付を受けた財団法人宮崎コンベンションビューローにおけるシーガイアへの補助金支出に至る経緯は次のとおりである。

- ① 平成12年1月18日、フェニックス・リゾート株式会社代表取締役社長は、財団法人宮崎コンベンションビューロー理事長に対し、補助金交付申請書（申請書金58億円）を提出した。
- ② 平成12年1月21日、被告は「フェニックス・リゾート株式会社の平成12年3月までの資金不足額は25億円と認められる。」との基金審査委員会の意見に基づき、財団法人宮崎コンベンションビューロー理事長に対し、補助対象者（フェニックス・リゾート株式会社）及び補助額（金25億円）の認定の通知を行った。
- ③ 平成12年1月24日、財団法人宮崎ビューローの理事会において、本件振興基金補助事業による補助対象者（フェニックス・リゾート株式会社）及び補助額（金25億円）が決定された。
- ④ 平成12年1月25日、財団法人宮崎コンベンションビューローは、フェニックス・リゾート株式会社に対し、金25億円を支出した。

## 第4 本件補助金支出の違法性

### 1、地方自治法第232条の2にいう「公益上の必要性」について

(一) 今回の公金支出は「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と定めた地方自治法第232条の2に基づいて支出されたものである。

そもそも同法に基づいて地方公共団体が行う補助金の支出の対象とされるのは、主に地方公共団体以外の私人・私企業等であり、しかもそれは反対給付を受けることのない無償の交付である。従って、主に特定の私人・私企業だけに補助金の交付をする場合、補助金を受けられない者との間に不平等な状況が生じるおそれがある。

しかも補助金の財源は国民・県民の税金であるのに、これを費消するのは補助を受ける私人・私企業である。従って、公金支出にあたってはとりわけ濫費の防止がはかられ、住

民に対する公金支出の公開性、即ち十分な説明と納得がはかられていなければならない。

以上のような観点からみて、地方自治法第232条の2にいう「公益上の必要性」があるというためには、

- ① 地方公共団体に財政上の余裕があること。
- ② 公金の支出目的・趣旨が公益性を有すること。
- ③ 補助の対象となる事業活動内容が地方公共団体やその住民の大部分の利益につながる事。即ち、補助対象者が住民の利益につながる公益活動を行い、補助金はその公益活動に役立つこと。
- ④ 支出の方法・支出額が相当であること、即ち支出の使用目的が明確になっており、その目的に対して必要最小限度の方法・金額にすべきこと。
- ⑤ 支出が行政の公正さ（平等原則）を損なわず、特に補助を受けられない者との間に不平等を生じないこと。
- ⑥ 支出手続が適法になされ、その使用について事後的な検査・監視体制が十分に整備されていること。

等の点が認められなければならない。



- (二) ところで、第三本件補助金の支出とその経過の中で明らかにしたように、本件補助金が金1,115億円の累計赤字をかかえて主力銀行の融資停止を受けもはや借入金の返済、税金の支払いや運転資金にも窮する経営破綻状態に陥ったシーガイアの支援をその主要な目的にしていることは明らかであるといわねばならない。

従って、法232条の2にいう本件補助金支出における公益上の必要を論ずるにあたっては、まさに、本件補助金の大半がシーガイアの経営に対する補助金として位置づけられその目的に使用されることを念頭においた上で、検討しなければならないことはいうまでもない。

- (三) しかし、(一)で述べたような公金支出に地方自治法232条2にいう「公益上の必要性」が認められるための諸条件を、今回の公金支出について具体的に検討すると、そのいずれについてもこれに当てはまるどころか、これらを著しく逸脱していると考えられるものばかりであって、シーガイアを支援目的にした今回の公金支出が法に定める「公益上の必要性」を到底満たしていないことは明らかである。

以上に述べた観点を踏まえ、今回の公金支出の違法・不当性について以下具体的に述べる。

## 2、シーガイアに対する補助金支出と同支出における公益上の必要性の存否について

### (一) 事業活動において何らの公益性を認められない営利観光企業シーガイア

#### (1) 公益性のない営利観光企業シーガイア

補助対象となるシーガイアの事業に公益性がないことは以下の四点をみても明白である。

- ① そもそも公益性とは、住民の利益に役立つという意味では公共性より一段と住民への利益性が強く求められる概念であり、その事業体に公益性が認められるには事業活動が住民の利益・福祉に密接かつ直接に役立ち得るものでなければならない。

しかしシーガイアの事業内容は、高層ホテル・ドーム型人工海浜プール・高級ゴルフ場を中心とする観光娯楽施設であり、事業自体は株式会社として営利を目的とする私企業以外の何ものでもない。しかも、シーガイアは県外観光客を主な対象としていること、利用料金も全体として高いこと、ホテル・ゴルフ場と人工海浜プールが主力である等県民が長期滞在して気軽に利用できるような施設ではない。

- ② このように、シーガイアはその事業活動が県民の生活や福祉にとって直接的に役立ち得るものは何一つ存していない。

シーガイアで利用者が享受できるのはテニス・ゴルフのプレー、ホテルの宿泊と食事、人工海浜プールでの遊泳、会議の開催等であって、このような観光娯楽施設に公益性があ

るというのであれば、程度・規模の差はあれ、県内のゴルフ場・ホテル・旅館・有料屋内プール施設等にはことごとく公益性を認めなければならなくなる。しかも料金が安く、近くにあり、県民が気軽に利用しやすいという点からすると、シーガイアよりもはるかに県民の役に立っている観光施設も多くあろう。

- ③ 以上のように、シーガイアに公益性がないことは宮崎地裁のシーガイアに関する情報公開訴訟（平成7年行ウ第2号 公文書一部非開示決定処分取消請求事件）において、被告としてシーガイアの経理内容の開示を求められた県自身がシーガイアは私企業にすぎず、公共性・公益性はないと強調し、経理の開示を拒む理由にしているところである。

又、一ッ葉リゾート訴訟の宮崎地裁判決（平成3年行ウ第4号保安林内開墾作業許可処分取消請求事件）もシーガイアの本質が観光娯楽施設であり、公益性は備えていないと明確に判示している。

- ④ なお、県や市が資本出資することにより第三セクターになっていることが、事業に公益性を与える理由にはならないことはいうまでもない。

問題は、事業の内容自体に公益性が存しているかどうかであって、むしろシーガイアのように何らの公益性も認められず、経営体としてみても当初から経営の見通しもないような営利観光企業に自治体が安易に出資することの方が間違っている。

このように、シーガイアの事業内容に何らの公益性も認められないことは自明であるが、シーガイアが潮害防備保安林として200年以上にわたって守り育てられてきた広大な松林を破壊し、その自然破壊の犠牲の上に建設されていることを考えると、公益性があるどころか、その設立の過程や存在そのものが反公益的であるといっても過言ではない。

即ち、広大なゴルフ場を含むシーガイア建設のために10万本の松が伐採され、松林の防災林としての機能は大きく破壊されたため、後背地住民は海岸からの津波・塩害等の日常的危険にさらされることとなったのである。

シーガイアが倒産し、もし建築物も含めて野ざらしの状態のままに荒廃するようなことになれば、シーガイア開発のためになされた自然破壊はまさに無残な形で放置されることとなり、元の松林に復旧するまでにはおそらく50年近くの歳月と莫大な費用を要すると考えられるのである。

このような意味ではシーガイアは、住民にとりむしろ反公益的であるとさえ言えるものである。

- (2) 売上・雇用創出・集客力の高さがシーガイアの事業に公益性を与え、これを特別扱いする理由にはならない。

県は、今回の公的資金のほとんどを専らシーガイアに投入する理由として、「シーガイアの売上が県内に250億円の波及効果をもたらしている他、シーガイアは県内で最も集客力が大きく、県内の他の観光地への大きな波及効果があり、大きな雇用の創出があり、本県の観光リゾート施設の中でも大きな役割を担っている。」（県広報 平成12年2月号）ことを掲げている。

しかし、シーガイアを訪れる観光客が他の県内の観光地を訪れるとは限らず、波及効果は余りないという指摘もなされている。逆に、シーガイアが今後集客を狙って利用料金の低減化をはかることにより県内の他のホテルをはじめとする中小観光業者が客を奪われたり、競争により料金引下げを余儀なくされる等、不況の中で一層の苦境に陥る危険も心配されている程である。

しかし、百歩譲ってシーガイアが売上額が多く集客力がある、雇用の創出がある等で、仮に県内の産業の振興の中で大きな役割を担っているものと評されるとしても、シーガイアを特別扱いし、これに無償で金60億円もの公金を投入することを正当化することは許されない。

高い売上高と集客力と多くの雇用を有している県内の企業はシーガイア等の観光施設に限らず、銀行等の金融機関・デパート・ホテル・工場等々県内には他にも多くの有数の企業があるのであって、もし県のこのような論理が許されるとしたら、程度の差はあれ、県は県内の多くの企業に、経営の支援・救済のために数億から数十億円単位の公的資金を次々と投入しなければならないこととなる。

現に、県内の宮崎交通や橘ホテルを買収した第一不動産等から



公的支援や公的資金の投入の要請がなされているが、もし、今回のシーガイアへの公的資金の支援が認められその前例をつくることとなれば、今後このようにしてなされる県内の企業からの経済的逼迫を理由とした公的資金の投入の求めを拒否する理由はなくなるということとなろう。

現実にも県内の有力企業がいかに経営的に厳しくとも、県がそのためにわざわざ基金を創設し、億単位の公的支援をなした例はないのである。

## (二) シーガイアへの支援という補助金支出とその使用目的について

### (1) 捨て金となる経営破綻企業シーガイアへの公金投入

シーガイアは明らかな経営破綻状態に陥っており、今日時点での公金投入は明らかな捨て金である。シーガイアが経営破綻状態にあることは以下の点からも明らかである。

① シーガイアは創業以来、毎年200億円前後の赤字を計上しており、創業開始僅か5年の平成11年3月期決算で金1,115億円の累積赤字、総額金2,680億円の巨額の負債を抱えている。

② シーガイアの破綻は、以上の負債の状況の他、次のような点に現われている。

i 平成11年9月に主力銀行第一勧銀が融資停止決定をなしている。

ii このままでは従業員の給料支払困難及び取引業者への支払困難とシーガイア幹部が発言している。

iii 平成11年9月の宮崎銀行への債務返済停止（猶予申請）

iv 県に対する債務の返済停止

v 市税、固定資産税金九億円の滞納

③ シーガイアの売上・利用人員は、共に毎年減少傾向にある。

シーガイアは全面開業年の平成7年度に利用人員285万人で、金219億円の売上高をあげたことを最高に（なお、この年でも金220億の赤字を計上した。）、その後は利用人員・売上高共に一度たりとも前年度の水準を保つこともできず、毎年確実に減少していき、シーガイアの平成11年度最終見込みでは利用人員211万人、売上高金181億円となっている。平成7年度から平成11年度（見込み）までの四年間で利用人員にして毎年平均18万5,000人、売上高にして毎年平均金38億円の減少を続けているのである。

このように、シーガイアの経営破綻が構造的なものであり、先に述べた経営破綻状態が回復する可能性が存しないことは、これまでの経営収支に関する客観的数字が雄弁に物語っている。

シーガイアは、防潮保安林の10万本の松を伐採するという前代未聞の自然破壊を行い、金2,000億円もの巨費を投じて建設されたものではあるが、その経済的実態は、文字どおり「砂上の楼閣」と呼ぶにふさわしいものであった。

### (2) 営業を続ける程、累積赤字が増大するシーガイアの破局経営

① シーガイアの平成11年度見込みでは、全従業員の二割に及び給与カット、県や銀行等への11年度の返済分の支払停止を考慮に入れたとしても、なお約金126億円の経常赤字（従って、本年3月期決算で累積赤字は約金1,241億円になる見通し）となる見通しとされている。

このことは、平成11年度も金130億円の借入あるいは公金投入等他から運転資金の注入がないと運営が存続できないことを示している。

第一勧銀の融資条件は営業利益段階での単年度黒字であるといわれるが、このように平成11年度に単年度黒字になることは到底望むべくもないのであって、今年度に第一勧銀から赤字補填のための融資を受けられる可能性はまず考えられない。

② 平成12年度についてシーガイアが立てた収支計画によると、前年度より10万人増の221万人の利用人員を見込んでいるが、これを前提にしても営業利益段階でも金13億7,000万円の営業赤字、償却後の収支では約金109億円の経常赤字となっている。

前述のようにシーガイアの利用人員は、毎年平均18万5,050人減少してきている状況であり、このような毎年の利用減の状況（ちなみに、全面開業時以来利用人員が前年度の水準を維持できたことも一度もない。）が平成12年度以降に逆に利用増に好転していく材料は見当たらず、今後の収益増はおよそ考えられないことである。

ちなみに、シーガイアの経営改善計画策定期間中の平成12年度の収入計画において、営業利益段階で単年度黒字となるには金198億6,200万円以上の売上高を確保しなければならず（平成12年度の営業経費は計画では金198億6,200万円となっている。）、そのためには利用料金の低減化を無視したとしても、平成9年度実績である260万人の利用人員（この時売上高金198億9,000万円）が確保されなければならない。しかしこれには、平成11年度見込利用人員211万人からすると約50万人の利用者増がなければならないが、これは利用客が毎年確実に減少してきているじり貧の現状からみて、到底実現不可能と思われる数字である。

- ③ 更に、営業利益段階ではなく、減価償却、負債の返済も含めた上での経常利益を生むためには約金330億円の売上を上げる必要があるが、そのためには（これまでのシーガイアの利用人員と売上の関係を見ると、利用一人あたり平均金7,500円の売上が計上できるが、これから考えると）年間440万人の利用人員が見込めなければならない。しかし、金330億円の売上も440万人の利用人員も、シーガイア開業最高時（285万人）の1.5倍の数字であり、これまた現状からすると到底望むべくもない天文学的数字である。

このようにシーガイアは、今後年間収支が黒字になることはおろか、営業利益段階での単年度黒字さえも全く望めないものであり、その負債の大きさからみてもその倒産はまさに時間の問題という他ない。

倒産の可能性が極めて高い企業に無償で公金を投入援助して、どのような公益性があるのか。県民にどのような利益をもたらすというのだろうか。

- ④ そもそも公金支出に公益性が存するか否かという議論は、支出の対象たる企業が将来にわたって存続して事業活動をなし、それが県民に対し直接的な利益（福祉等）をもたらすことが前提とされているのである。

しかし、シーガイアのように既に明らかな経営破綻状態にあり、今後の事業どころか近い将来の存続自体も危ぶまれているような企業に対する補助金支出は、それ自体が「公益性」を論ずる前提そのものを欠いていると言う他ない。

もし、近い将来シーガイアが破産した場合、今回の金60億円の支援で利益を得るのは県民ではなく、少しでも回収額が増える銀行等シーガイアの債権者だけにすぎない。

シーガイア自身がたてた平成12年度の収支計画からしても、たとえ市税の滞納、銀行、県からの借入債務の支払停止の状態のままであっても、金42億円もの莫大な経営赤字が出ることとなっており、平成13年度も再び営業資金が大きく不足することとなる。このように来年も運転資金に不足が生じたら主力銀行の融資停止の状態では今度はいったい誰がこれを支出・補填するのか、支出できなければ倒産を考えるしかないことになる。

このように考えると、県の論理からすれば、県は来年もシーガイアの経営破綻を避けるために再び巨額の公金投入をせざるを得ないということにもなりかねないのである。

### (3) 自治省「第三セクターに関する指針」にも反するシーガイアへの公金投入

平成11年5月20日、自治省は全国の少なくない第三セクターが赤字の累積等により経営が深刻化しているものがみられるとして「第三セクターに関する指針」（自治政第45号）を全国の自治体に通達した。

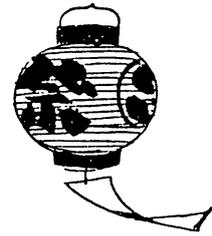
これによると、第三セクターの経営が「深刻な経営難の状況にある場合は、経営改善の可能性を検討した上で第三セクター方式での事業の存廃そのものについても判断すべき」（第4の1）とし、又、「経営の悪化が深刻であり、かつ将来の経営改善の可能性がないと判断されるものについては問題を先送りせず、早急に対処方針を検討」することを求めている。

そして、自治省は同通達で第三セクターの経営の予備的診断の参考例を挙げているが、これによると、単年度黒字とならず、累積欠損金が自己資本を超過（債務超過）し、しかもその欠損が事業計画どおりの累積欠損でない場合は「深刻な経営難の状況にあり、経営の観点からは事業の存廃をも含めた検討が必要」とされるCランクにあたるとしている。

このような自治省が示した経営の予備的診断基準からしても、累積欠損金が金1,100億円を超える空前の債務超過企業体であるシーガイアは、まさに問題を先送りすることなく、直ちに経営そのものの存廃を検討しなければならないCランクの段階になっていることは明らかである。

自治省は、同通達において第三セクターの「債権債務関係の整理にあたって、地方公共団

体は出資の範囲内の負担…にとどまるというのが原則で、過度の負担を負うことのないようにすべき」とも指摘しているが、このような自治省の通達の趣旨からしても今回のシーガイアへの金60億円近くの公的資金の投入は、自治省の指導にも著しく反する違法なものである。



### (三) 本件補助金の大半がシーガイアへ支給されることの不 公平性について

- (1) 今回の公的資金金60億円のうち、シーガイアは金58億円の交付を求めており、県の中野商工労働部長の県議会における答弁からしても県もそれを予定しているものと考えられる。

そうだとすると、公的資金の96.6%がシーガイアに投入され、残り全部を投入したとしても他の観光業者（企業）には全部合わせても金2億円（全体の3.3%）しか交付されないこととなる。

これは、不況の中で低迷する本県全体の観光・リゾート産業の振興のための支援基金の設立として支出された今回の公的資金の使用の仕方としては、極めて不公平である。

シーガイアの他にも県内には多くの有力な観光地と観光業者があり（ゴルフ場もこれに加えると更に多くなる。）、今日の長引く景気低迷の中で厳しい経営状況が続いているのはシーガイアだけでないことは、あらためて言うまでもないことである。

ちなみに、県の広報誌によると、平成10年度の観光客総数約1,200万人、観光で消費した金額は約1,100億円と報告されているが、シーガイアの報告書によるとシーガイアの利用人員230万人、シーガイアの平成10年度売上高は金193億円となっており、シーガイアは観光客数で全体の19%、売上高で全体の17.5%にすぎない。

- (2) 今回の公的資金の支出の趣旨が本県の観光リゾート産業の振興のための基金の設立にあるというのであれば、本来は支援の対象とすべき業種・事業内容・事業者と支援による効果、支援の程度等を慎重に検討した上で、最も公平かつ有効な仕方であらうべきである。

しかし、今回の公的資金の投入はその決定の動機・経過からして経営破綻に瀕しているシーガイアの救済としてなされており、「県内の観光・リゾート産業の振興のための基金」という、いかにも公共的であるかのような支出の名目とは裏腹に、公的資金の支出としてはきわめて不公平であり、基金の運用の仕方としても前例を見ない、異常という他ないものである。

### (四) 本件補助金の支出方法と支出額の不適正について

- (1) 本来、公金の支出がなされるにはそれだけの金額の支出の必要性及び支出金額の具体的使用目的が事前に県民の前に明らかにされていなければならないし、その上で県民の理解と納得を得られるだけの十分な説明がなされていなければならないはずである。

しかも基金として活用する以上は、基本的にはその利息の活用かせいぜい期限付の貸付けによる等して、基金そのものを直ちに費消し消滅させてしまうやり方ではなくて、基金を長期間存続させるやり方で運用すべきである。

ましてや60億円近くの巨額の公金を経営危機に陥っている私企業の経営支援のために無償で投入しようというのであれば、まずその企業から予め経営改善計画を求め、その企業の経営改善計画の実現可能性があるかをよく吟味した上で、経営改善のためにどのような理由でどのくらい必要なのか、そしてそれがどのような使われ方をするのかを予め明らかにして、これを県民にはかるべき問題である。しかも、その際県民の理解と納得を得るための十分な説明と議論を経るべきであることはいうまでもない。

しかし、今回の支援基金構想は昨年11月中旬頃に初めて県民に明らかにされたものであるが、支援対象とされるシーガイアの経営改善計画も具体的には示されてはおらず（それは、これから策定させるということのようではあるが）、従ってその支援資金の必要額・用途も殆ど明らかにされないまま構想公表からわずか一ヶ月で支出が決定されている。これでは多くの県民が納得しないのはあたりまえである。

- (2) 支援基金への協力を県から求められている宮崎市の津村市長は「基金の使い道や効果が

明確でなければいけない。税金の運用は県民の支持がないとできない。」との見解を示しているが、まさにそのとおりであり、この点でも今回の公的資金の投入は税金の支払者である県民の理解も支持も全く得られていない不当なものである。

ちなみに、今回の公的資金の支出については、昨年12月に宮日新聞の世論調査がなされたが、これによると57パーセントの人が支出に反対の意を示している。

県からシーガイア支援のための今回の基金への協力を求められた宮崎市周辺の町長・市長がいずれも支援への即答を避けるか、資金投入に難色を示しているのは財政的に余裕のないこともさることながら、今回の支援が住民の理解を得られないことを認識しているからではないかと思われる。これは「財政的な余裕はなく、町民の理解が得られるような説明ができない資金投入は難しい。」とした落合清武町長の発言に端的に示されている。

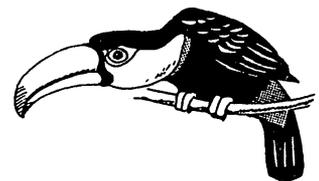
## (五) 県に財政的余裕が存しないにもかかわらず金60億円を無償で支出することの違法性

- (1) 県は現在、県の借金である県債残高が金7,400億円を超えている。これは毎年金200億円返済しても完済までに元金だけみても約37年かかる負債額である。

しかも、県の負債は減少するどころか、平成10年度に前年度比金772億円の増加、平成11年度に前年度比金360億円の増加と毎年金300億～金700億円近く増加しつつある借金財政である。要するに、県は借金が返済できるところか、今日では毎年数百億円近くの借金をしないと財政的にやっていけない状態に陥っているのである。

県自身がこのような極めて厳しい財政赤字の状況下でありながら、破綻状態にある一私企業のために金60億円もの貴重な国民・県民の税金を投入する余裕は存在するはずはない。このような状況で、敢えて投入を強行すればそれは県の財政赤字を更に悪化させ、結局はそのつけは全て県民に回ってくるだけである。

- (2) 今回の公的資金投入については、県はシーガイアのある宮崎市周辺の市町村に基金への参加（公金投入）を呼びかけているが、新聞報道によると、清武町、佐土原町、高岡町の各町長が財政に余裕がないとか、町財政が厳しいとしている。まさに、このような町長の反応こそ国民・住民の税金を預かり、いずれも厳しい財政状況の中で住民のための支出のやりくりを真剣に考えている自治体の正常な対応であり、自らも金7,400億円もの債務にあえぐ県が、金60億円もの巨額の公金を構想・公表からわずか二ヵ月で支出することは県知事や議員個人の資産でないからこそできる無責任かつ異常な財政感覚という他ない。
- (3) 百歩譲って、仮に県として金60億円の公金の援助が必要だとしても、それが金60億円という巨額であること、又、県の財政状況が厳しいことを考えると、それは貸付若しくは増資という形にして県の資産としての減少を極力避ける方法をとるべきであるが、今回はそのような点は当初から検討しようともせずに全額丸投げというべき完全な無償の供与である。この点でも税金の使い方としてまさにシーガイアのためにはなりふり構わないとでもいうべき極めて不当なものという他ない。



## (六) 支出した補助金の検査、監視体制ないことの問題点

- (1) 財団法人宮崎コンベンションビューローは、そもそもは会議・催しの県内への誘致等のために設立され活動をしてきた民間組織であり、基金を管理・支出・運営するような事態は定款にも何の記載もされていなかったことから明らかなように、全く予定だにされていなかった組織である。

従って、同財団は数十億円もの基金を管理・支出する経験も能力もそもそも有しておらず、その基金管理能力は極めて疑わしいものがある。

しかも、これは財団法人とはいえ、私的な一民間団体であるにすぎず、支出される基金の金額が数十億円の規模であるにも拘らず、同財団に基金の管理・支出については通常県の支出の場合に必要な県議会の同意・承認も必要ない等、県議会や監査委員の監督機能も全く及ばない。

- (2) 基金の管理・支出は結局、このような財団法人宮崎コンベンションビューローに一任された形となっているが、これでは財団法人宮崎コンベンションビューローの役員（理事）

の考え方次第で基金の使途が県民の意思に拘束されずに自由にできることとなり、その恣意的運用も可能となる（同財団の基金支出・運用に不正があっても、県民はそれに対し、情報公開請求も住民監査請求もできないのである。）。

ちなみに、財団法人宮崎コンベンションビューローの役員は、理事長の塩見一郎がシーガイアの設立発起人の一人であると同時に、シーガイアの株主の宮崎ガスの会長を務めているのをはじめ、シーガイアの株主である宮崎交通・宮崎銀行の役員・元役員が理事を務める等、理事の少なくない部分がシーガイアの出資している会社の代表者あるいは元代表者もしくはシーガイアの設立発起人であり、しかもシーガイアの副社長中村 浩や元副社長浦部晃一が理事に名を連ねている。このようなシーガイアの関係者が理事の中に多数存する状態で、財団法人宮崎コンベンションビューローが基金管理・支出の公正な判断ができるか極めて疑わしいところである。

- (3) そもそも基金を管理・運営するような目的・義務は同財団法人の設立当初から予定されておらず、従って定款にも記載されていなかったような団体であったものを、その定款を大急ぎで変更させたことも異常であれば、県内の観光産業振興のための基金としながらその殆どを特定の企業のために丸投げの状態でも一年間で無償投入してしまうというのも基金の活用法としては異常という他ない。

しかし、被告を知事とする宮崎県が他の多くの自治体が行っているように、県が支援対象であるシーガイアに直接公金を投入することを避け、このような通常では考えられないやり方を敢えてとり、県議会の疑問の声にも耳を貸さずにこのやり方に固執したのは、まさに本件公金をシーガイアに直接投入することが公益性を欠き違法となることを当の被告自身が熟知しており、違法な公金投入に対する県民からの責任追及を免れようとしたのではないかと考えざるを得ない。

これに対して、県議会商工建設常任委員会は公金の運営・管理に県議会のチェックが及ばない県の原案に難色を示し、12月16日に県が直接基金を管理して公的資金を投入するという対案まで提示したが、県はあくまで同委員会の対策を受け入れようとしなかったのである。

同委員会との審議のやり取りを報道した宮崎日日新聞（平成11年12月17日付）は、「原案を提案した県は住民訴訟などを十分に研究し、コンベンションビューローを経由する方式を生み出した節もあった。」と解説しているが、これはまさに被告の本音を言い当てているものである。

## 第5、被告の責任

- 1、 宮崎県はシーガイアに金7,500万円も資本出資している株主であるが、被告はその知事として、シーガイアが今日では経営破綻状態に陥っており、もはや今回の公金60億円を全て投入しても文字通り焼け石に水であり、早晚、倒産は避けられないことを当然に認識していたものである。

即ち、本訴状第4の2の(2)で原告らが詳細に述べているように、平成11年3月段階で金1,115億円の累積赤字をかかえて、主力銀行の融資停止を受けて明らかな経営破綻状態に陥ったことはシーガイアの株主の代表者としていち早く最も正確克明に知りうる立場にあったといっても過言ではない。

逆にいえば、そうであったからこそ、このまま放置すれば近く倒産すると考えた被告は公金60億円のシーガイアへの投入をまさに「政治生命をかけて」決意したと思われる。

しかも、本件公金投入をめぐる議論の中で被告や被告の部下である県商工労働部長がしばしば述べているようにシーガイアが本年七月開催のサミット外相会議の会場に予定されていることから、同外相会議が終了するまではシーガイアの倒産をさげたいとの考えもあってあえて、シーガイアへの本件公金支出にふみきることを決意し、その実行に至ったという他ない。

- 2、 しかし、既に第4の2の(2)で述べたようにシーガイアの経営が遅くない時期に倒産に至ることはこれまでの経営状況の経緯、実績とシーガイアの経営環境をとりまく客観的数字からみて明らかであり、シーガイアの中心的株主でもある県の知事としての被告がこれをわか

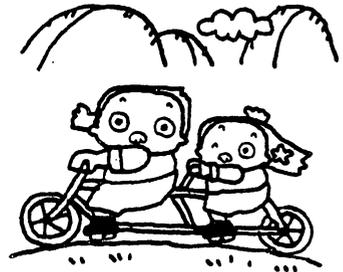
らないはずはない。

シーガイアの経営の問題に関連して、シーガイアに県の公金が投入されるのではないかと  
いう県民の不安の声に対して、被告自身が「県の責任は出資分の金7,500万円しかない、  
税金の投入はあり得ない。」と約束し、出資額以上の税金投入の可能性を否定し続けてきて  
いた。

それを昨年シーガイアの累積赤字が金1,100億円を超え、主力銀行が融資停止に踏切る  
という経営破綻状態となり、もはや公金投入してもその効果は極めて疑わしいと思われる時  
点で、突然県民への約束を翻して、しかも事前に県民に何ら十分な説明と議論の機会も与え  
ず、県民の理解も得ないまま、急遽巨額の税金の投入を立案・決定するという支出の仕方自  
体、納税者である県民無視の極めて不当なやり方である。

例えば、経営が破綻しかけ倒産の危険のある企業に担保もとらずに大金を貸付けたら、ま  
して無償で交付するようなことをすれば、これを実行し  
た会社の役員はそれだけで特別背任は免れないが、本質  
においては事はこれと全く同じ状況である。

- 3、そもそも県は、シーガイア周辺の環境整備のためにシー  
ガイア地域及びその周辺の土木整備事業をなしており、  
これまでの税金投入額は宮崎市と合わせると金300億円  
を超えるといわれている。更にこの他にも県はシーガイ  
アに対して既に金60億円を無利息で特別に融資してい  
るが、これも今日では返済停止状態となっている。



シーガイアの倒産はこのままでは避けられない状態  
であるが、そうなれば県・市が支出した土木事業費の大半  
が無駄金になり、かつ無利息の金60億円の貸付金もそのまま焦付いてしまうこととなり、  
このために国民・県民の巨額の税金が不毛の砂上に消えたことになってしまうのである。

にもかかわらず、更に今回金60億円をシーガイアに投入することは、更に国民・県民の  
税金の果てしない濫費を招く結果となるのである。

被告はこのような事情も十分認識していた。

にもかかわらず、経営破綻状態にあるシーガイアに投入するために、あえて本件公金支出  
にふみきった被告の行為は何らの公益性も認められないばかりか、それが巨額の捨て金にな  
るという意味で、県と県民に甚大な損害を与えるものである。そして被告は、このような被  
害の発生に関して故意もしくは重大な過失責任が存するものといわねばならない。

このような被告の不法行為のために宮崎県は金60億円の損害を蒙った。

## 第6、原告らの監査請求及び同請求棄却の事実

原告らは平成12年2月18日、宮崎県監査委員に対し、地方自治法第242条の2に基づき  
被告が宮崎県知事として財団法人宮崎コンベンションビューローに対してシーガイアに対  
する資金援助を目的とした本件公金金60億円の支出を実行したことに對して、同公金金60  
億円を県に返還させるように被告に勧告することを求めた住民監査請求をなし、右監査請求  
は右同日に受理された。

しかるに、県監査委員は本年4月13日付で、原告らの右監査請求を理由がないとして全  
て棄却し、同監査結果は、本年4月13日以降本年4月17日ころまでに原告らに送達された。

原告らの前記監査請求に対する県監査委員のこのような監査結果は、その判断理由におい  
ても、又、結論においても極めて不当であり、到底原告らの納得できるところではない。

- 第7、よって、原告らは地方自治法第242条の2の住民訴訟の規定に基づき、宮崎県に代  
位し、被告の民法第709条の不法行為責任を理由として、被告に対し、宮崎県に対する金  
60億円及びこれに対する本訴状送達の日から年5パーセントの割合の金員の支払いを  
求めて本訴に及んだ。

## Ⅱ 第1回口頭弁論(2000年9月4日)に関連した資料

### (1)原告・後藤好成弁護士の見解陳述

#### シーガイア支援基金60億円の返還を求める住民訴訟 第1回口頭弁論が開始されるにあたって

2000年9月4日

原告ら訴訟代理人  
弁護士 後藤 好成

1. 今回、被告が県知事として支出した60億円の公金は、形式上は財団法人宮崎コンベンションビューローに対する基金として支出されていますが、これが経営破綻状態に陥ったシーガイアに対する緊急の支援として出されたことはその経緯からも明らかとなっています。  
このことは、今回の公金支出の大きな動機としてシーガイアが主力銀行第一勧銀の融資停止に陥ったことを被告自身が述べていること、又、60億円のうち58億円を三回に分けてシーガイアに支出する予定であることを県自身が議会で答弁していることから明らかです。
2. 補助としての公金支出に公益上の必要がある場合に限られていることは地方自治法上明らかですが、本件のようなシーガイアへの支援を主目的とした公金支出には、いかなる点からみても公益性は認められず、明らかに違法な公金支出といわざるを得ません。  
第一、まずシーガイア事業内容のいったいどこに公益性があるというのか。  
ゴルフ場・高層ホテル・巨大屋内プールを主力とする事業はまさに県外客を対象とした営利目的の観光娯楽企業の何物でもありません。シーガイアに公共性・公益性はなく、単なる私企業にすぎないということは、現に県自身が情報公開訴訟で何度も公言してきていることです。  
県は、シーガイアの存在が県内の雇用拡大、県内の産業の振興に貢献しているとして、さも公益性があるかのように強調していますが、そういうことで公益性があるというのであれば、県内の他の主な企業の殆どに公益性を認めなければならず、その経営支援の必要があれば巨額の公金の支出をしなければならなくなります。
3. ましてや、シーガイアのように1,000億円以上の累積赤字を抱えてもはや経営破綻状態にあり、倒産の危機が指摘されて再建の見通しさえも明らかになっていない営利企業に公金を投入して県民にとって将来どういう公益性があるというのか。  
今回の公金支出は、本年7月に行われた外相サミットまでシーガイアの経営をもたせるためにシーガイアの倒産を先延ばしにするための一時しのぎにしかすぎないとの指摘もありますが、そうだとすれば、このような公金投入が県民の福祉や県民の生活に役立つという意味での公益性がないのは火を見るより明らかだといわねばなりません。
4. そもそも、シーガイアは平成6年の全面営業開始以来、毎年200億円近い赤字を出してきており、今日ではその累積赤字は1,200億円以上に及んでおります。  
シーガイアの経営で注目すべきことは、営業段階でも黒字になったことは一度もなく、営業開始以来、毎年支出が売上収入を数十億円も上回り、営業すればする程巨額の赤字が増大していくというまさに構造的な破局経営になっているということです。  
このような毎年の営業経費の不足を補って、本来なら続くはずがない恒常的赤字経営を辛うじて維持してきた主力銀行の融資が昨年九月に遂に停止された。そこでどうにもならなく

なった経費不足を補い、シーガイアの倒産を当面避けるための苦肉の策として考え出されたのが今回の公金投入であったことはこの間の公金投入に至るまでの経緯が如実に語っています。

しかし、売上収入よりも支出経費の方がはるかに多いという破局構造は今日においても依然として変わっておらず、本年3月期決算で1,218億円にも上る未曾有の累積赤字が更に増大し続ける中で、シーガイアの倒産はもはや時間の問題といわねばなりません。このような状況下でのシーガイアへの公金の投入は焼け石に水というべきものであり、県民にとっても何の利益ももたらさないまさに捨て金といわざるを得ないものです。

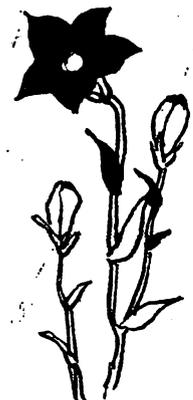
5. 新聞報道によると、宮崎県の自己破産申立件数は年間2,000件を越え、人口比では全国一位になっているということです。このように長引く不況の中で多くの県民が経済的に苦しんでおり、毎日の苦しい生活の中から倅約をしてなんとか税金を納めてきているというのが実情だといわねばなりません。

一方、県としても決して財政的に余裕があるわけではなく、現在県債発行により毎年300億円から700億円の借金をしないと財政をまかなえない状況に陥っており、今日では県債の累積債務残高にして7,400億円近くの負債を抱える借金潰れ財政を余儀なくされております。

又、長引く不況の中で県内でも毎年多くの中小企業が倒産し、少なくない人々が自殺にまで追い込まれています。このような中で、県内の多くの業者は不況に苦しんでおり、観光業者も含め、厳しい経営を余儀なくされ経済的支援を切望しているのは何もシーガイアに限ったわけではありません。

6. このような状況下で、何故公益性も将来の展望もない経営破綻状態のシーガイアのために60億円近くの貴重な国民県民の税金がまるで湯水のように支出されなければならないのか、何故このようなシーガイアだけが特別扱いされなければならないのか、私たち県民には到底納得できないことばかりであり、私たちはこれを到底許すわけにはいきません。

私たちはこのような不条理を正し、このような公金の支出を二度と許さないためにも裁判所の公正な審理をお願いするものです。



以上で私の意見陳述を終わります。

## (2) 原告・栗原哲夫氏の意見陳述

### 第1回口頭弁論の意見陳述

栗原 哲夫

私は、小林市で飲食店を経営しております。不況の中で売上が減少して、営業困難にあえぐ中小企業者の悲鳴が聞こえてきます。

シーガイアに税金60億円も投入する県の強引な行為には、とても納得できません。その金を中小業者に回せば、どれだけの人々が助かるか、しかも活路を見出し、明日の希望の中から必ず返済されます。金と知恵は生きているうちに使えと、私たちは教わってきました。その立場から、シーガイアに“たぐれ”の金は、大反対の意見陳述をいたします。

サミット前のある日、「宮崎の海に行ったら、途中警備の厳しさ、何度もトランクを開けた。右翼の活動や、道路は渋滞するはで、煩わしくて嫌気がする。逃げてきた。」

警備に参加された地元警察官「もう、くたくた。沖縄までは行けないよ。」

サミットが終わって、宮崎市内の業者の方「県は、世界中から観光客が押し寄せるようなことを言っていたが、一般観光客は蹴飛ばされたよ。ホテルはどこも関係者で満室。街の店はガラガラ。」右翼と云えば、店の前の高速を列を組んだ街宣車で割れるような音で、君が代や軍艦マーチをとどろかせ、大きな日の丸を林立させて。宮崎方面に流れて行きました。サミットで稼ぐのだな。しかし、県などは、すごく頼もしく感じたことでしょう。

頼もしさと言えば、小林市の福祉課の話。私の知人に、二人の子育て中のご婦人A子さん。中一と中二の男の子の背丈は、母親よりも高く伸びておりました。現在住んでいる市営住宅が手狭になり、庭にプレハブで一部屋突き出しました。自費で。彼女は時給550円で働いております。ところが、市の指導は、生活保護の打ち切りで応えました。「自治体は、人間らしい暮らしが気に入らないのですね。」目に光るものが。今、子供の世界で、イジメで自殺者も出ています。イジメられるのは、何時も弱者です。先出のAさんは強い女性です。この家族は遅しくなりま

すよ。愛の鞭と感謝すべきでしょうか。

冷たい行政に、暖かすぎる県の行政。

わが郷土、宮崎の県民にとって最良の生き方は、金持ちになることですね。儲かって政治献金を餌に、鯛どころか恐竜でも釣り上げる腕達者な事業家。しかも、合法的に物事を推進できる「脳化指数」。世の親たちが、わが子を就職させるため教育に熱を上げ、最高学府を目指す競争で、人を蹴落とす実力を身に付けさせるのも、もっともですね。気が付けば、親も子もリストラで蹴落とされて、途方に暮れる姿は、日向ポケではすませません。親子で殺し合う生き地獄を、いつまで見させるつもりですか。

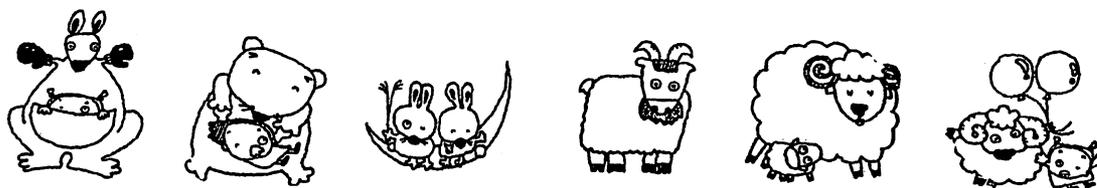
まじめに働く者が報われるためにも、県は中小業者にも暖かい手を差しのべるべきです。金融機関の貸し渋りで資金繰りに困り、高利貸付業者に手を出し倒産、家族崩壊や自殺者も出ている現況に、県保障協会も努力をされておられます。ところが、私たち業者の利用できる中小企業金融安定化特別保障制度があり、この制度資金実績表を見れば、宮崎県は全国でも低い方で、九州でも一番低い。平成10年から12年6月までで、4,716件、金額で619億5,100万円。融資金額は、2億円から1千万円以内です。零細業者の希望額は、100万円から400万円ぐらいです。それでも銀行など、“うん”とは言ってくれません。

例えば、あの60億円がそっくり回されたとすれば、借入希望額200万円の業者の約3,000件が満たされます。貧乏人は返してくれないと、うそぶく官僚。貧乏人には手厳しい宮崎県も、大金持ちの企業には、累積赤字が1,218億6,600万円もあるのに、しかも、“くれてやる”とは、出す側も受け取る側も、正気の沙汰とは思えません。

今は貧しくとも、零細企業といえども、起こせば立派に立ち直り、無くてはならない大事な宝。珠は磨いてこそ、輝くものです。私も、生活保護受給の時代もありました。今は、わずかながらも納税で恩返しをしています。

暑い夏が続いています。谷間の泉に足を洗ひ、鯉を食べ、「美味かった、生き返った」と、お客様から喜んでいただいております。

お客様が主人公、県民が主人公の時代。本当の民主主義の花が咲く明日の県政を望んで、私の意見陳述を結びます。



### (3)原告・平野千恵子氏の意見陳述

#### 第1回口頭弁論の意見陳述

平野 千恵子

私がシーガイア支援基金への税金投入に反対し、直ちに返還を求める理由を、以下述べてさせていただきます。

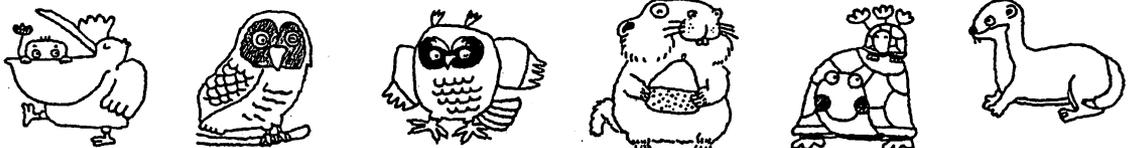
私たち母親にとって、今、教育問題は一刻の猶予もできない問題です。わが子は中学高校と思春期ならではの悩み、苦しみ、怒りの中で自分を見失い、つらく苦しいトンネルの中にいた時、通信制の東高校を知り、そこで学ぶうちに自分を取り戻し、夢に向かってまっすぐに歩んでいます。かつての娘と同じ悩みの中にいる友人に東高校を薦めたものの、今年その友人だけでなく、最後の望みのつなと頼む百数十人が門を閉ざされてしまいました。先日の新聞紙上で、生徒受け入れの点で多少の改善が報道されていましたが、現状は、どの教室も生徒であふれ、車椅子や障害のある人にも対応できません。また、運動場もなく、単位制ゆえの空き時間を過ごす部屋すらないという、厳しい状況は何ら改善されないままです。しかし、東高校に通うある生徒は、こう言っています。「病気のため、普通高を中断したが、東高校と出会い、再び学ぶ機会を得た。私にとって、学ぶことは苦ではなく喜びです。」と。

今年不登校の子どもたちは、宮崎県で1,025人と報告されています。かつてのわが子は、不登校児とはカウントされていませんでした。けれども小さい体に抱えきれない程の大きな悩みを抱え、その身を引きずるように遅刻しながらようやく登校、早退を繰り返す様は、まさしく不登校予備軍でした。1,025人の不登校児の周辺にいる子どもたちを想定すると、その数倍に上るのではないのでしょうか。シーガイアに60億円も出せるのであれば、こう言う子どもたちの最後の砦である通信制・定時制高校の施設設備の充実と人の配置にこそ、お金を使うべきです。また、本来なら少子化と言われる程、減り続けている子どもの数に反して、通信・定時制の生徒が増え続ける現状を見る時、もっと早い段階での手立てが必要であると思います。

ところが国は、国民の大多数が願い、ほとんどの政党も政策化していた30人学級の実現を、今年見送りました。「学級定数を守り、ゆとりある教育を求める会」の試算によると、県が独自にすべての学級で30人学級を実現すると、95億円の財源が必要と言うことです。そうであれば、その半分の50億円で当面35人学級にすることができる計算になります。

「学級崩壊」「不登校」「いじめ」などを解決するために役立つとはっきりしている対策の一つが少人数学級の実現であるなら、そう言うところにこそお金をかけるべきではないのでしょうか。破綻しかけたシーガイアに投資するより、宮崎県の将来を担う子どもたちのために使う方が、どれだけ有意義で公益性があることかは明らかです。これこそ県民の多くが納得できる税金の使い道だと思います。

以上の趣旨から、シーガイア支援基金へ投入した税金の返還を強く求めて、私の意見陳述を終わります。



## (4) 被告・松形祐堯氏の答弁書

平成12年(行ウ)第2号・第3号・第5号・第6号住民訴訟による損害賠償請求事件

原告 菅谷 幸則 外 599名  
共同訴訟参加人 久島 昌志 外 8名(ママ)  
被告 松形 祐堯

平成12年8月28日

右被告代理人 弁護士 佐藤 安正 印  
弁護士 橋本 勇代 印  
弁護士 江藤 利彦 印

宮崎地方裁判所 御中

## 答 弁 書

### 第一 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告ら及び同共同訴訟参加人らの請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告ら及び同共同訴訟参加人らの負担とする。  
との判決を求める。

### 第二 請求の原因に対する答弁

- 1 後に整理されるであろう本件の大きな争点は、「国際コンベンション・リゾートみやざき振興事業」(以下、「リゾート振興事業」という)として、宮崎県(以下、単に「県」という)が金60億円の補助金(以下、「本件補助金」という)を財団法人宮崎コンベンション・ビューロー(以下、「(財)宮崎ビューロー」という)に設置された「国際コンベンション・リゾートみやざき振興基金」(以下、「基金」という)に支出したことが、地方自治法(以下、「法」という)第232条の2の「その公益上必要がある場合」といえるか否か、又、民法第709条不法行為に該当するか否か、という点にある。
- 2 もとより、原告ら及び同共同訴訟参加人ら(以下、「原告ら」という)の本件請求は、右は公益性を充たさず、不法行為を構成するとの前提で組み立てられているのであるから、本件補助金の支出の経過、事実関係の把握、整理の仕方についても、おのずと被告とは角度やニュアンス等の違いが発生している。
- 3 そこで、被告は、請求原因のうち特にこのような問題がない箇所だけ本答弁書で認否をすることとし、詳細な事実関係、経過については、後記第三及び別途行う被告主張等の過程で明らかにしたい。
- 4 請求の原因「第二 当事者」の項(29頁)は認める。但し、本件請求に先立つ、住民監査請求がなされたときは、原告目録の番号547の松浦正は、村浦正となっていた。
- 5 その他の原告らの主張は、いずれも否認又は不知若しくは争う。

### 第三 被告の主張

本件補助金支出の経緯は、次のとおりである。

- 1 平成11年10月25日、フェニックスリゾート株式会社(以下、「リゾート社」という)は、バブル崩壊後の長引く景気の低迷の影響や全国的な金融情勢の変化により、新たな資金調達を受けることが困難となったことから、県に対し、抜本的経営改善計画を策定・実施するまでの間、

必要な資金の支援を要請した。

さらに、宮崎交通株式会社も、都井岬観光ホテルやサポテンハーブ園等の観光関連施設が利用者の減少や金融環境の変化等により、存続の危機にあること等を県に説明をした。

2 また、県内の主要な経済団体からなる「宮崎ふるさと産業活性化懇談会」は、平成11年11月8日、このような厳しい状況にある観光・リゾート産業を振興するため、公的支援を求める要望書を県、県議会、宮崎市及び宮崎市議会に提出、さらに観光関連企業、団体はもとより商工関係団体、地元振興会など32企業・団体からも、県に同様の陳情・要望書が提出された。

3 県は、このような各界からの陳情、要請や本県観光・リゾート産業の厳しい状況等を勘案して、リゾート社が、平成12年度内に抜本的な経営改善計画を策定・実施するまでに不足すると見込まれた運営経費約58億円をはじめ、宮崎交通株式会社など観光・リゾート関連事業者への支援を含めた、目標額100億円とする基金を創設する構想を打ち出すとともに、市町村や民間からも協力を仰ぎながら、危機的な状況にある本県の観光・リゾート産業を県民一体となって支援していくこととした。

そして、この構想実現のため、県は、リゾート振興事業の金60億円を含む平成11年度宮崎県一般会計補正予算案(第三号)を、平成11年11月24日、県議会に提出した。同事業の補正予算案は、商工建設常任委員会の審議等を経て、同年12月18日、県議会本会議において、賛成43、反対1の圧倒的多数で可決された。

4 また、基金の設置機関として、県は、事業の趣旨、目的や機動的・弾力的な事業の執行等からして、民法に基づく公益法人であり、コンベンション・リゾートの振興を図ることを目的としている(財)宮崎ビューローが、最もふさわしいと考え、同ビューローと協議を行い、その了承を得た結果、同ビューローに基金が設置されることとなった。

これを受けて、同ビューローは、基金設置のための寄附行為変更の申請を九州運輸局に行い、平成12年1月13日には、同ビューローが、九州運輸局から寄附行為変更の認可を受け、基金を設置した。これに伴い、同ビューローは、同年1月17日県に対し60億円の補助金交付申請を行い、県は申請内容を審査した後、同ビューローに対して交付決定を行い、同年1月21日に補助金を交付し、同基金に60億円の資金が拠出された。

5 このように基金への本件補助金の支出は、県が県内の観光・リゾート産業の振興策を十分に検討した上、補正予算案を県議会に提出し、一方県議会においては、十分な審議を尽くした後、議決され、また、その後においても、宮崎県財務規則に則り適正に支出されたものである。

従って、同補助金の支出は、手続上も何ら問題がなく、また、法が求める公益性を有する正当なものであって、請求の原因に記載されているような違法性はない。

6 なお、平成12年1月18日、リゾート社は、基金を管理する(財)宮崎ビューローに対して、補助金交付申請を行い、これを受けた同ビューローは、県が定めた国際コンベンション・リゾートみやざき振興事業補助金交付要綱(以下、「補助金交付要綱」という)及び財団法人宮崎コンベンション・ビューロー寄附行為に基づき、県に補助金の認定を依頼した。県は、専門家等から構成される「国際コンベンション・リゾートみやざき振興基金審査会」の意見を参考に、補助金交付要綱に基づき同年1月21日、交付申請額58億円のうち、平成12年3月までの資金不足額として25億円を認定した。認定を受けた同ビューローは、理事会の議決を経て、同年1月25日、リゾート社に25億円の補助金を交付した。右25億円の交付を受けたシーガイアは、8月28日現在においても、補助金を有効に活用し、経営が維持・継続されている。

7 その他被告の詳しい主張は、別途準備書面で明らかにしたい。

以上



シーガイア訴訟  
第1回口頭弁論

フ社だけ特別扱いだ  
産業振興政策の一環

住民側の訴えに知事側反論

「なぜシーガイアだけが特別扱いされるのか」  
1. 4日、宮崎地裁。宮崎市のシーガイアを運営する第三セクター「フェニックスリゾート」支援を主目的とする基金に県が60億円を出資したことの違法性を問う訴訟の第1回口頭弁論で、原告の住民側は

訴えた。一方被告の松形祐典知事側の弁護団は「基金への公金投入はシーガイアに限ったものでなく、宮崎観光全体の浮沈をかけた問題だ」と反論している。

【山崎 太郎】

法廷で意見陳述した小林 支援に回せば、1件2000  
市の飲食店経営、栗原哲夫 万円として3000件の資  
さん(67)は「60億円を貸し 金繰りに応えられる」と主  
張。記者会見した住民側弁

護団は「まずは知事側の全面的な反論を待つ。そのうえで知事に法廷で証言も求めたい」と話した。

知事側は今後、書面で詳細な主張をしていく方針。知事側の弁護士は「もし60億円が投入されずフ社が経営破たんでもしていれば、再建に要する努力はこれほどのものか。税金を一番生かせる時と場所に投入するのが政治」と指摘する。松形知事は「この日の記者会見で、出資について「既に基金には約16万人から寄付を頂いている。産業振興政策の一環として(基金の)公共性、公益性、公平性も県民に十分理解して頂いている」と思っている」と述べた。



訴訟の今後の方針などを説明する住民側弁護士(右)

シーガイア訴訟で第1回弁論

宮崎地裁

宮崎市の大型リゾート施設シーガイアを運営する第三セクター「フェニックスリゾート」の支援のため、宮崎県が公的資金を投入したのが公益性がなく地方自治法に違反するとして、県の栗原哲夫さん(67)は「長引く不況の中、県内の中小企業の多くが悲鳴を上げていて、60億円をそちらへの融資に回すことができれば、かなりの数の中小企業が救われるのではないかと」などと意見陳述をした。

【公益性焦点に初弁論

宮崎市の大型リゾート施設シーガイアを運営する第三セクター「フェニックスリゾート」の支援のため、宮崎県が公的資金を投入したのは公益性がなく地方自治法に違反するとして、県民約七千人が松形祐典知事に六十億円の拠出金返還を求めた訴訟の第1回口頭弁論が四日、宮崎地裁(中山頭裕裁判長)で開かれた。

訴状などによると、宮崎県は今年一月、シーガイア支援を主目的として創設した「国際コンベンション・リゾートみやざき振興基金」に六十億円を拠出した。

累積赤字が千二百億円を超え、明らかに経営破たん状態になっているシーガイアは、将来にわたって存続しても県民の直接的な利益にはならないとしている。

これに対し、知事側は答弁書で「シーガイアを支援することは県の観光産業を下支えすることであり、雇用の安定も図れる」と反論している。

# シーガイア公金返還訴訟

## 知事側争う構え

裁判所 地裁 宮崎 第一回

宮崎市の大型リゾート施設シーガイアを運営する第三セクター「フニックス・リゾート」支援のため、県が公的資金を投入したのは公益性がなく、地方自治法に違反すると、県民七百六十九人が松形知事に六

十億円の拠出金返還を求めた住民訴訟の第一回口頭弁論が四日、宮崎地裁(中山頭裕裁判長)で開かれた。原告側は「シーガイアは營利目的の観光娯楽企業で、公益性はない」と意見陳述、知事側は「観光・リゾ

投入しても焼け石に水で、県民に利益をもたらさな

一ト振興策を十分に検討、県議会で審議したうえで支出しており公益性はある」と全面的に争う構えをみせた。(20面に関連記事)

知事側は①県が補助金六十億円を国際コンベンション・リゾートみやざき振興基金に支出したのは、県内の観光リゾート施設を支援する構想実現のためであり、公益性はある②十分な審議を尽くし、手続き上も問題ない③など、答弁書で主張している。

見学会知事

### 「基金創設は基幹産業振興」

#### シーガイア 全面的に争う構え

松形知事見学会は四日の記者会見で、県内の弁護士らが、国際コンベンションリゾート・みやざき

松形知事は「基金には

欠かすことのできない施策であり、当然だ」との考えを示した。

### シーガイア 公益性の有無争点

宮崎地裁で四日開かれたシーガイア支援基金への県費支出を巡る住民訴訟の第一回口頭弁論は、約百席の傍聴席が原告団メンバーで埋まり、訴訟への関心の高さをうかがわれた。今回は原告、被告双方のやりとりはほとんどなく、本格的な論戦は十一月十三日の次回弁論以降となる。

### 宮崎知事側が 適正支出主張

シーガイア訴訟初弁論 巨額の累積赤字にあえぐ宮崎市の大型リゾート施設「シーガイア」を支援する基金に、宮崎県が六十億円を拠出したのは違法として、県民七百六十九人が松

形祐禰知事を相手に、六十億円を県に返すよう求めた訴訟の第一回口頭弁論が四日、宮崎地裁(中山頭裕裁判長)で開かれた。知事側は「支出は手続き上、何ら問題がなく、地方自治法の求める公益性を満し、違法性もない」と反論、全面的に争う姿勢を示した。



# Ⅲ 第2回口頭弁論(2000年11月13日)に関連した資料

## (1)原告・準備書面(2000年11月9日提出)

平成12年(行ウ)第二号、第三号、第五号、第六号 住民訴訟による損害賠償請求事件

原告	菅谷 幸則	外599名
共同訴訟参加人	久島 昌志	外168名
被告	松形 祐堯	

2000年11月9日

右原告ら訴訟代理人

弁護士 成見幸子 後藤好成 中島多津雄  
西田隆二 成見正毅 鎌田萬喜雄  
年森俊宏

右同復代理人

弁護士 真早流 踏雄 松田幸子 成合 一弘  
吉田 孝夫

宮崎地方裁判所 御中

## 準備書面

一、被告は、県が本件補助金を支出することになった動機として、リゾート社が新たな資金調達を受けることが困難となったことから、県に対して必要な資金の支援を要請してきたことをはじめ、各界からの陳情・要請や本県観光・リゾート産業の厳しい状況を勘案して、リゾート社をはじめ、観光・リゾート関連事業者への支援を含めた目標額金100億円とする基金を創設する構想を打出し、同構想実現のため、財団法人宮崎コンベンションビューローに基金を設置し、同基金に金60億円の資金を拠出したとしている。

二、しかし、原告が訴状で既に主張しているように、本件補助金支出が専らリゾート社支援を目的としてなされたことはその経緯からして明らかである。

① まず、本件基金構想は毎年金200億円前後の累積赤字と数十億円前後の営業赤字を出し続け、恒常的経費不足に苦しむリゾート社に対して、これまでその赤字補填のための融資を続けてきていた主力銀行の第一勧銀が平成11年9月に融資停止を決定したことから、このままでは経営維持のための資金調達できずに、シーガイアが経営破綻に陥るといふ経営の危機的状況を迎えたことをふまえ、同年11月に突然出されてきたものである。

このことは、被告自身も答弁書においても「リゾート社が新たな資金調達を受けることが困難となったことから、県に対して・・・必要な資金の支援を要請した。」と認めているのみならず、被告自身がマスコミ(宮崎日日新聞)から公的資金投入決断の動機について訊かれ、「今年9月に第一勧業銀行からの融資がストップになり、(シーガイアの)経営不安が明確になったことが大きい。」(宮崎日日新聞 99年11月18日)と答えていることから明らかである。

又、訴状でも明らかにしているように、県による本件基金構想が公表された翌日(平成11年11月17日・18日)付のマスコミ各社の報道は「シーガイアに公的資金」(11月17日付宮崎日日新聞)、「シーガイア支援(基金・宮崎県が金60億円投入)」(11月18日付毎日新聞)等々いずれも県がシーガイアに金60億円の公的資金を投入する方針を打出したものとこれを受止め、県のシーガイアへの県の公金支出問題として一斉に報じているし、その後のマスコミの報

道・県民の受け止め方も今回の公金支出がシーガイアの支援のためになされるということの一貫しているが、被告を含め、県としてもこれを否定し、このようなマスコミ県民の受け止めかたに異議を挟むような行為は一度もなしていない。

本件公金支出の目的がシーガイア支援のためになされるということが一層明らかになったのは、本件公金支出について審議した県議会における被告自身も含めた県関係者の答弁と審議の内容においてであった。

即ち、

① 被告は、平成11年12月7日に行われた県議会での一般質問に対し本件基金について、「シーガイアの経済波及効果は大きく、本県にとって必要不可欠な施設。支援は今回限り。」と事実上シーガイア支援を目的とした基金であることを認めた答弁をし、又続いて同県議会の答弁に立った県の中野商工労働部長は「シーガイアに基金100億円のうち50～60億円を補助する」とし、今回の基金創設について「(シーガイアに) 新たな融資が困難な状況を背景として、(シーガイアの) 経営改善計画により経営が安定するまでの間、支援が必要として今回の事業となった」と説明した。

更に中野部長は、平成11年12月13日に行われた県議会商工建設常任委員会において、シーガイアの「現金・預金」不足(赤字)が平成12年度は金56億8600万円に膨らむことから、「この赤字(不足分)が(シーガイアに) 当面必要な資金と理解している。」

と答え、「シーガイアには50～60億円投入したい。」と答弁していた根拠を示した。

② 又、平成11年12月9日の県議会で、被告は基金開設による公的資金投入に踏みきった理由として「支援がなければサミット外相会合に重大な影響を及ぼす」と答弁して、支援の主目的が、サミット外相会合の会場に予定されているシーガイアの支援にあることを明らかにした。

③ 県議会も、当然のことながら本件基金の主目的がシーガイアへの公的資金投入にあると受けとめ、同案の議会での審議の中心は、金60億円近くの県の公金がまさにシーガイアへ補助金として投入されることの是非をめぐって行われた。

そして、基金案を審議した平成11年12月16日の県議会商工常任委員会で、県は、シーガイアに対して、平成12年3月までに金25億円、同年上半期に金17億円、同年下半年に金16億円の計金58億円の公的資金を分配投入する計画であることを明らかにした。

④ 県議会商工常任委員会では、シーガイアへの公金投入の是非を検討するための参考人として、シーガイア副社長の中村 浩・財団法人宮崎コンベンションビューロー理事長の塩見一郎を招致して、予算審議では異例とされる参考人質問を行い、シーガイアへの公的資金投入で経営改善が可能かをたじた。

⑤ 県議会本会議の議決に先立つ県議会商工建設委員会の審議は前日の12月17日から紛糾し徹夜の形で行われた。そして17日深夜の同委員会には被告とシーガイアの中村 浩・海老原正徳両副社長が急遽異例の出席をし、中村副社長らがシーガイアの再建計画実行の決意を表明し、「支援を県にお願いしたことで県民の皆様と県議会の皆様に深くお詫びします。」とあいさつ、被告も「私の政治生命をかけてシーガイアの再生に全力で取り組みます。」と決意を表明した。その後の翌4月18日未明に商工常任委員会としての議決がなされた。

以上のような審議をふまえ、平成11年12月18日定例県議会は本件振興基金創設に要する経費として金60億円の補正予算を可決した。

以上で注目されるのは、県の中野部長が平成11年12月13日の県議会商工建設常任委員会で「シーガイアの『現金・預金』不足が平成12年度は56億円に膨らむことから、この赤字がシーガイアに当面必要な資金と理解している。」と答え、シーガイアに「50～60億円投入したい。」と県が答弁した根拠を示していることである。しかも、県はその後の12月16日にはシーガイアに対して、平成12年3月までに金25億円、同上半期に金17億円、下半期に金16億円の合計金58億円の公的資金を分配投入する計画であることまで明らかにしている。

このことは、銀行の融資停止によってシーガイアが平成12年度に当面金60億円近くの経営資金不足に陥ることが



予測されることをふまえ、県は最初からその不足分を丸々三回に分けてシーガイアに投入する予定で金60億円の公金投入をその投入手段としての基金設置構想に急遽踏切ったことを端的に物語っている。

以上みてきたように、本件公金支出は、その支出のシステムとしての基金の設立構想打出しの時期・動機といい、県議会での被告・県幹部の答弁・対応といい、金60億円という支出金額といい（これはシーガイアが平成12年度に不足すると県が考えている資金金56億円余りに近い金額である。）、基金設立前から金60億円のうち、金58億円が三回に分けてシーガイアに投入されることが県によって既に予定されていたことといい、どのような角度から見ても本件補助金支出が直接的にシーガイアへの公金投入を目的としてなされたことはもはや覆いようのない事実といわねばならない。

仮に、被告が主張するように本件基金が県内の観光関連企業・団体・商工団体各界からの陳情・要請に基づくものであり、「本県の観光・リゾート産業を県民一体となって支援していく」ものとして構想されたというものであれば、何故県が公金として基金に支出する金60億円の殆どがシーガイアに支出されることが当初から予定され、実際にも実施されようとしているのか。

訴状でも述べているように、シーガイアは県内の観光・リゾート産業の中では平成10年度の数字で観光客数で全体の19パーセント、売上高で全体の17.5パーセントにしかすぎない。にも拘らず、このシーガイアのみ今回の公的資金の96パーセント以上の金額を投入するというのは不公平極まりない話である。このことから、今回の公的資金の投入の目的が県の主張するように「県内の観光・リゾート産業の支援」という抽象的・一般的な目的でなく、まさに主力銀行の融資停止を受けて経営赤字を補う資金調達途を絶たれ、経営危機に陥ったシーガイアへの直接の支援であると考えられる他ないのである。

以上みてきたように、今回の公的資金の投入の目的がシーガイアへの支援であることは誰の目にも明らかであるにも拘らず、県は何故、基金設立の形をとり、これを財団法人宮崎コンベンションビューローに管理させる方式をとったのか、全国の自治体が第三セクターや民間団体・企業に補助金を支出する方式としては、その大半が地方自治法に基づき、補助金として支出しているにも拘らず、本県は何故、基金の財団法人宮崎コンベンションビューローの管理支出という回りくどい方式をとったのだろうか。そもそも基金を設置し、これを財団法人宮崎コンベンションビューローに管理・支出させる県の方式には県議会においてさえ根強い反対があった。

即ち、県議会商工建設常任委員会は公金の運営・管理に県議会のチェック・コントロールが及ばない県の原案に難色を示し、県が直接基金を管理して公的資金を投入するという対案で提示した程である（県はこれにはさしたる理由もないのにあくまで抵抗した。）。

しかし、このような議会の強い疑問と抵抗にも拘らず、財団法人宮崎コンベンションビューローという第三者に公金を管理させ、シーガイアへの公金の支出も同財団法人宮崎コンベンションビューローによる支出という回りくどい方式を県が敢えてとることにしたのは、県が経営破綻に瀕したシーガイアに直接公金を支出することに対する県民からの強い批判を法的追求（住民訴訟）を回避しようとした苦肉の策と考える他ない。

そもそも、被告によりシーガイア支援を目的とした基金設置と本件公金投入の構想が公表された時から、破綻したシーガイアに県民・国民の税金金60億円を投入することには一般県民の間にも強い反対の声があり（平成11年12月の宮日新聞のアンケートでは、アンケートに答えた県民のうち、57パーセントの人が公金投入に反対していた。）、県も公金投入に対し、住民訴訟が起こされることを十分に危惧していた形跡がある。県幹部も「住民訴訟が起きるかも知れない。」と覚悟する公的資金投入になぜ踏み切ったのか（宮日99年11月18日）。

被告は、県議会において、本件公金支出について弁護士や会計士とよく相談の上行ったと答弁しており、県商工建設常任委員会においても、県の方から地方自治体による公金支出に対する住民訴訟に関する多くの判例を提示していること等から考えると、被告は今回の公的資金投入についての違法性の問題及び住民訴訟が起きることについてのかかなり意識し警戒していたことが窺われる。

このようにして考えてくると、そもそも会議誘致等の団体であり、基金管理の目的・機能も能力もなかった財団法人宮崎コンベンションビューローの定款をまさに泥縄式に急遽改定させた上、さしたる理由も合理性もないのに、県議会の反対を押し切ってまで強引に同財団法人宮崎コ

ンベンションビューローに公金を支出して基金として管理させる方式をとったのは、まさに県がシーガイアに直接公金を支出するという形式を回避することにより、住民訴訟による被告の法的責任を回避しようとする意図から出たものというべきである。

あくまで、財団法人宮崎コンベンションビューローによる基金管理と支出の方式を貫こうとする県とこれに反対して県が直接基金を管理して公的資金を投入すべきとする商工建設常任委員会とのやりとりを報道した宮崎日日新聞（平成11年12月17日付）は、「原案を提案した県は住民訴訟等を十分に研究、財団法人宮崎コンベンションビューローを経由する方式を生み出した節もあった。」と解説しているが、これはまさに事の本質を鋭く突いているものである。

以上

## (2) 原告・書証等提出に関する意見書

(2000年11月9日提出)

平成12年(行ウ)第二号、第三号、第五号、第六号 住民訴訟による損害賠償請求事件

原告 菅谷 幸則 外  
被告 松形 祐堯

2000(平成12)年11月10日

右原告ら訴訟代理人

弁護士 西田 隆二  
弁護士 年森 俊宏

### 書証等提出に関する意見書

宮崎地方裁判所 御 中

御庁頭書事件に関し、今後の書証等提出に関し、原告らは以下のとおり意見を述べる。

一 本件に関し、平成12年7月18日付で、宮崎県知事松形祐堯より訴訟参加の申立がなされ、その中で、「本件において訴訟資料を豊富にし事案の解明と適正な裁判を実現するためには、前記資料を所持している本件申立人を訴訟参加させることが必要かつ有効である」とその理由を述べた(傍線原告ら代理人)。

原告らとしては、①敢えて訴訟参加しなくとも送付嘱託手続等に応ずれば資料提出は可能だし、仮に参加するのであれば勝訴の利益を共通する原告側にすべきであること、②本件に関し、県からさらに費用を支出して訴訟遂行するのは、地方公共団体の財政の健全化をはかろうとする住民訴訟制度の目的を阻害する、③本件は、原告らが宮崎県を代位して提起したものであって、実質上の権利帰属者は宮崎県であるから、これを代表する宮崎県知事が相手方である本案事件被告に参加することは、訴訟における対立当事者の基本概念に反する、等を理由としてこれに反対した。

しかし、裁判所は「(本件訴訟は)当該支出にかかる公益性の判断の内容及びその前提となる事実関係の存否が争点になることが予想されるところ、これらの事実については、当該支出をした行政庁である申立人において認識し、資料を有しているはずであるから、(中略)被告のために参加させることによって、個別の争点毎に送付嘱託等の手続によって提出を求める方法によることに比較して格段に右制度目的に沿う結果を実現することが期待できる。」として右訴訟参加を認めたものである(傍線原告ら代理人)。

二 この結果については、原告らとしては誠に遺憾に思うが、右理由で参加が認められた以上、本件の審理充実のために、「訴訟資料を豊富に」有していると明言した宮崎県知事がその手持ち証拠を全て開示されるよう要望する。

平成12年11月2日付で、被告らから準備書面と共に書証が提出されたが、公益性の判断に不可欠と思料されるフェニックスリゾート株式会社の財政状況を示す計算書類など重要な資料が未だ提出されていない。また、そもそも、どのような「訴訟資料」があるのか、原告らにも、勿論裁判所にも不明である。

そこで、さしあたりどのような資料があるのか、その目録の提出を求める。

加えて、少なくとも現時点でその存在を推認できる左記の資料を早急に提出されるよう裁判所が適切な訴訟指揮をされたく意見を述べる。

なお、資料整理の便宜上、原告らが訴状において整理した公益性の判断基準に沿って、整理して述べる。

## 記

### 1 「当該地方公共団体に財政的余裕があること」に関して

(一)宮崎県のここ五年間の収支状況並びに本件支出がなされた時期の資産状況（負債を含む）がわかる資料

(二)宮崎県の行政改革大綱、自治省発行の地方財政統計年報に宮崎県が出した最新の報告書

### 2 「公金の支出目的、趣旨が公益性を有すること」に関して

(一)リゾート社の設立及び本件支出をめぐる県議会本会議及び関連委員会の議事録及びその際、観光・リゾート課等から提出された資料

(二)リゾート社が県税を滞納しているとすれば、滞納の理由や納付見込みなどに関して、リゾート社から県に対して提出している文書

### 3 「補助の対象となる事業活動内容が地方公共団体やその住民の大部分の利益につながること」に関して

(一)シーガイアの利用客が宮崎県の他の観光産業にどれほどの貢献をしているかにつき検討された統計資料

(二)平成8、9、11、12年度の観光動向調査結果（甲四と同種のもの）

### 4 「支出の方法、支出額が相当であること」に関して

(一)フェニックスリゾート社の設立以来の会計資料（株主総会資料）、13期（平成12年4月以降）の中間決算資料、12期と13期の経営目標

(二)コンベンションビューローが補助金の支出を決定するに当たって資料とした文書、リゾート社から提出された文書

### 5 「支出が行政の公正さ（平等原則）を損なわず、特に支出を受けない者との間に不平等を生じないこと」に関して

他の観光関連産業への支出如何につき検討された資料

### 6 「支出手続きが適法になされ、その使用について事後的な検査監視体制が十分に整備されていること」に関して

(一)コンベンションビューローからの補助金支出時の決定システム及びその当否を事後的に判断する体制、さらに当該補助金の使用状況をチェックするシステムに関する資料

(二)本件補助金としてすでに支出された25億円の使用内容の内訳

### 7 その他

上記何れかに分類するのが困難か、何れにも該当しないが本件に関して参考となる資料すべての目録を提示されたい。

以上

### (3) 被告・第一準備書面告 (2000年11月2日提出)

平成12年(行ウ)第二号、第三号、第五号、第六号住民訴訟による損害賠償請求事件

## 第一準備書面

原告 菅谷 幸則 外 599名  
共同訴訟参加人 久島 昌志 外 168名

被告 松形 祐堯  
訴訟参加人 宮崎県知事 松形 祐堯

平成12年11月2日

右被告及び訴訟参加人代理人 弁護士 佐藤 安正  
右被告代理人 弁護士 橋本 勇代  
弁護士 江藤 利彦

宮崎地方裁判所 御中

### 準備書面目次

#### 第一 主張の要旨 [p.29]

- 一 公益性に対する基本的な認識
- 二 本件補助金支出の背景
  - 1 国の観光・リゾート産業に対する認識
  - 2 本県における観光・リゾート産業の位置づけ
  - 3 本件補助金の支出とシーガイア支援の経緯、目的
    - (1) 本県観光・リゾート産業の厳しい状況
    - (2) 県内各界からの県に対する公的支援の要請
    - (3) 本件補助金の支出
    - (4) シーガイア支援について
  - 4 本件補助金に対する県民の支持
  - 5 行政としてのあるべき姿

#### 第二 法232条の2に規定する公益性について [p.33]

- 一 本件補助金の支出の公益性 [p.33]
  - 1 本件補助金支出の必要性、合目的性等
    - (1) 観光・リゾート産業支援の必要性
    - (2) 観光・リゾート産業支援の合目的性
  - 2 本件補助金の支出の公正性、公平性
  - 3 本件補助金の支出の有効性
    - (1) 県民一体となった支援の動き
    - (2) 着実に現れてきている事業効果
  - 4 財政運営上の支障の有無
    - (1) 本県の財政状況

#### (2) 県債の状況等

#### ニ シーガイア支援の公益性 [p.36]

##### 1 シーガイア支援の必要性及び合目的性

##### (1) シーガイア支援の必要性

- ① シーガイアの建設の効果
- ② 大規模な雇用の場の創出
- ③ 本県観光・リゾートの振興及び国際化の推進
- ④ 国際会議都市宮崎の全世界への発信
- ⑤ 宮崎の知名度アップと誘客効果
- ⑥ 行政及び他産業への貢献

##### (2) シーガイア支援の合目的性

##### 2 シーガイア支援の有効性

#### 第三 (財)宮崎ビューローについて [p.40]

- 一 (財)宮崎ビューローへの基金設置の理由について
- 二 (財)宮崎ビューローの基金管理能力
- 三 補助金支出の公正性と検査体制

#### 第四 第三セクターに関する指針との整合性について [p.41]

#### 第五 まとめ [p.42]

- 一 シーガイア存続の必要性
- 二 むすび

## 第一 主張の要旨

### 一 公益性に対する基本的な認識

本件は宮崎県（以下「県」という）が、平成12年1月13日に財団法人宮崎コンベンションビューロー（以下「（財）宮崎ビューロー」という）に設置された国際コンベンション・リゾートみやざき振興基金（以下「基金」という）に対して、同年1月21日に国際コンベンション・リゾートみやざき振興事業（以下「リゾート振興事業」という）として行った金60億円の公金支出（以下「本件補助金の支出」という）が、地方自治法（以下「法」という）232条の2に規定する公益性を有するか否かが問われているものである。

本件補助金の支出は、法232条の2を根拠に、平成11年11月定例県議会で議決されたリゾート振興事業補正予算並びに補助金等の交付に関する規則、その後制定された県の国際コンベンション・リゾートみやざき振興事業補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という）（乙第1号証）に基づくものであるが、法232条の2の規定は、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定するにとどまり、その「公益上必要がある場合」の内容については、なんら具体的に定められていない。

したがって、普通地方公共団体が補助金を支出するに当たっては、その公益上の必要性については、後に第二で詳述するように、当該普通地方公共団体の住民にもたらすであろう利益やその程度、当該普通地方公共団体が置かれた経済的、社会的状況等諸般の事情を勘案して総合的に判断すべきであって、その判断は、当該普通地方公共団体の裁量に委ねられており、その裁量を尊重することが地方自治の本旨に合致するものと考えられる。

このようなことから、普通地方公共団体が補助金の支出を決定するに当たり、公益上必要な場合に該当する事実がないとか、著しく不公平であるとか、あるいは、その目的が法令に違反し、社会通念上著しく妥当性を欠いているなど、裁量権の範囲の逸脱又は裁量権の濫用がない限り、補助金の支出に関して違法の問題は生じないものである（同趣旨熊本地裁昭和51年3月29日判決、浦和地裁平成5年10月18日判決、東京地裁平成10年7月16日判決など）。

同法に言う公益性については、既に多くの判決例が存在し、その公益上の必要性の有無を判断する基準ないし条件などが述べられているが、本件はそのいずれの見地からも同法に言う公益上必要がある場合に該当するものである。

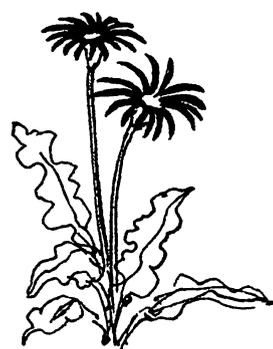
### 二 本件補助金支出の背景

本件補助金の公益性の有無を判断する前提として、国の観光・リゾート産業に対する認識、本県における観光・リゾート産業の位置づけ、本件補助金の支出とシーガイア支援の経緯・目的、本件補助金に対する県民の支持等について概説する。

#### 1 国の観光・リゾート産業に対する認識

国は、平成7年に運輸省観光政策審議会の「今後の観光政策の基本的な方向について」（平成7年答申39号）（乙第2号証）において、「観光は21世紀のわが国経済の発展の核となり得る重要性を有していること、観光は国民生活に不可欠なものとなっており、また、21世紀の経済構造を安定的なものとし、新しい雇用を創造できる産業であるとともに、地域の経済と文化を活性化させ、地域振興に寄与するものであること、21世紀においては更なる国際観光交流により国際相互理解の増進を図りつつ、国際収支の均衡化に資することが求められていること、さらに、観光産業は21世紀の経済を牽引する基幹産業であること」など、観光・リゾート産業の重要性を強調した。また、平成10年4月に発表された2010年から2015年を目標年度とする全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン」（乙第3号証）の中で、国は、観光・リゾート産業を「国際的にも魅力ある観光地の形成は、地域の新たな産業振興や雇用創出につながり、地域の活性化や個性あるまちづくりに寄与するものである。」と位置づけ、「都市及び農山漁村等が一体となった国際観光、国内観光等の振興に向けた施策を実施する。また、地方圏への外国人観光客の誘致を図るため、広域的な官民の連携の下、我が国を代表する新たな国際的観光地の形成を進める。」としている。

右のように、国は観光・リゾート産業の国の経済社会に及ぼす影響の大きさやその重要性、さらには官民の連携の必要性を



強調し、その姿勢は現在も維持されている。

## 2 本県における観光・リゾート産業の位置づけ

(1) 本県においては、早くから自然環境を生かした観光地づくりが進められ、昭和40年代にはいわゆる新婚旅行先として、宮崎県の名が全国に知られ、観光産業は本県の基幹産業の一つとして位置づけられて来た。また、観光・リゾート産業は、単にホテル、旅館等のレジャー産業に止まらず、食品加工業、運輸・通信産業、スポーツ産業等とあらゆる分野に波及効果を及ぼし、本県経済に多大の影響を及ぼして来た。しかして、本県の県外観光客数は昭和49年の520万人をピークにその後昭和57年まで減少の傾向が続いた（乙第4号証）。これは沖縄の本土復帰や海外旅行ブームの影響等によるものであった。

このような本県観光の停滞した状況を打破するため、県は、昭和58年3月、「亜熱帯性ベルトパーク実施構想」（以下「ベルトパーク構想」という）を策定し、滞在型の保養地の形成等により本県観光の再浮揚を目指していたところ、昭和62年6月、国において、国民のための総合的な保養地域の整備を民間事業者の能力を活用しながら、国や地方公共団体も税や財政、金融等の措置を講じるなど一定の役割を担い、強力に推進することを目的とした総合保養地域整備法（以下「リゾート法」という）が制定された。

そこで、県はベルトパーク構想を発展させ、21世紀に向け、少子高齢社会の到来や自由時間の増大、国際交流の拡大等、社会環境の変化に対応した新たな「リゾート宮崎」の構築を目指す「宮崎・日南海岸リゾート構想」（以下「リゾート構想」という）（乙第5号証）を策定するとともに、リゾート法に基づく構想承認を受けるため国に申請を行い、昭和63年7月、本構想は、全国に先駆けて国の第一次承認を受けた。

(2) このリゾート構想は、宮崎市をはじめとする県南の3市5町に、「国際海浜コンベンションリゾートゾーン」、「青島スポーツファミリーリゾートゾーン」など六つの重点整備地区を設け、日南海岸やその背後に広がる森林空間などの地域の特性を生かしながら、国際的な交流拠点の整備やスポーツレクリエーションの拠点づくり等を行い、ゆとりとうるおいのある生活空間を創造しようというものである。

(3) 具体的に述べると、「国際海浜コンベンションリゾートゾーン」は、宮崎市の市街地、大淀河畔、一ツ葉地区及び佐土原町にまたがる地区で、紺碧の海や松林等の優れた自然環境と、国際的な会議やイベント開催等の実績を活かし、コンベンションを中心として国際的な交流・ふれあいが展開されるリゾートの形成を目指している。中でも、同ゾーンの中心的な役割を担う一ツ葉海岸地区においては、昭和63年12月、県及び宮崎市がそれぞれ7500万円、民間企業11社が1億5000万円を出資する資本金総額3億円のフェニックスリゾート株式会社（以下「リゾート社」という）が、第三セクターとして設立された。

また、平成3年3月には、リゾート法に基づく特定民間施設であるシーガイア（一ツ葉海岸地区において、リゾート社が運営するコンベンション・リゾート施設群をいう）の建設がスタートし、平成5年7月に第一次オープン、平成6年10月にはグランドオープンしたが、その総事業費は約2000億円で、文字通り現在の宮崎県の観光、コンベンションの中核にあるものとしてシーガイアの評価は国際的にも認められている。今回行われた「太平洋・島サミット」、「九州・沖縄サミット宮崎外相会合」も、シーガイアの諸施設があったからこそ開催可能であったものであり、国際会議都市・国際観光都市を目指す本県にとって、シーガイアは今や無くてはならない施設となっている。

さらに、シーガイア開業以来の各方面における波及効果は、莫大なものであり、中でも、雇用については、本県において最大級の雇用の場となっている株式会社宮崎銀行、宮崎沖電気株式会社、宮崎交通株式会社等に匹敵するほどのものとなっている。

(4) 次に、「青島スポーツファミリーリゾートゾーン」は、宮崎市の青島、内海、加江田溪谷、宮崎学園都市、さらに清武町を含む一帯で、青島を中心とする長い海岸線や豊富な森林空間、その合間に存在する美しい溪谷など豊かな自然に恵まれている。本ゾーンの中心である青島は、観光宮崎の主要拠点として、ホテルやレジャー、スポーツ施設等が集積しており、ファミリー層を中心にあらゆる世代の人々がふれあい・交流が展開されるリゾートの形成が図られている。

中でも、同ゾーンの整備に中心的な役割を果たす青島リゾート株式会社は、平成2年8月2日、宮崎県、宮崎市がそれぞれ500万円、宮崎交通株式会社を始めとする民間企業が9000万円を出資し、資本金総額1億円の第三セクターとして設立された。

同社が運営する青島パームビーチホテルは、宿泊施設や温泉、室内プール、コンベンションホール等を有し、同ゾーンの中核施設として、平成8年7月にオープン、周辺のこどものくに、青島ビー

ち、県総合運動公園と一体となって、シーガイアとともに本県観光リゾートを支える重要な施設となっている。

- (5) その他、海のスポーツ・レジャー活動を中心としたリゾートの形成を目指す「国際級海洋性リゾートゾーン」では、平成6年7月、日南海岸南郷プリンスホテルがオープンし、また、歴史や豊富な温泉資源を活用して、個性ある街づくりを進め、独自の文化と美しい自然の中で心身ともにつろげるリゾートを目指す「保養・歴史リゾートゾーン」においては、平成6年10月、北郷町が出資する第三セクターの北郷フェニックスリゾート株式会社が運営する北郷フェニックスリゾートがオープンするなど、右に述べたシーガイアをはじめとする各リゾート施設が有機的に連携して、本県観光・リゾート全体の牽引車的役割を果たしている。また、これら官民一体となったリゾート構想の推進は、本県観光・リゾートの歴史の新たな1ページを開くとともに、21世紀のさらなる本県発展のための重要な柱の一つとなっている。



このように、観光・リゾート産業は、農林水産業と並び、まさに本県発展の一翼を担う重要な産業として、県政運営の指針となる「第四次宮崎県総合長期計画（改訂計画）」（乙第6号証）はもとより、その観光に関する部門計画である「第四次宮崎県観光振興計画（改訂計画）」（乙第7号証）においても、主要な位置を占め、その振興は県政にとっても最重要課題の一つとなっているのである。

### 3 本件補助金の支出とシーガイア支援の経緯、目的

#### (1) 本県観光・リゾート産業の厳しい状況

バブル経済崩壊後の不況は予想以上に長期にわたり、県内各分野において企業の倒産など深刻な状況は続き、本県の基幹産業の一つである観光・リゾート産業においても、「観光宮崎」を支えてきた伝統ある宿泊施設が相次いで閉鎖される事態が生じるなど厳しい状況にあった。（乙第8号証）

例えば、昭和10年代から「観光立県」へ向けて、牽引車的な役割を果たしてきた宮崎交通株式会社においては、昭和40年代の新婚旅行ブームを支えてきた本県の歴史ある宿泊施設の一つであるえびの高原ホテルが、平成11年4月に閉鎖に追い込まれ、また、こどものくに、サボテンハーブ園、フェニックスドライブイン、都井岬観光ホテルなどの観光関連施設が、長引く景気低迷の影響等による利用者の減少や全国的な金融情勢の変化等により大変厳しい状況となり、閉鎖の危機に瀕していた。（乙第9号証）

さらに、現在では、本県観光・リゾートの中核となったリゾート社も、バブル崩壊後の影響を大きく受け、平成10年度において、借入金約2600億円及び累積赤字1115億円を計上していたところ、平成11年9月に至り、同社の資金のほとんどを融資していた訴外第一勧業銀行からの新たな融資を受けることが困難となった。

従って、そのまま推移すれば同年11月末にはリゾート社は資金不足を生じ、金融機関への返済はおろか従業員への給与の支払いや、取引先業者への納入代金等の支払不能の状態を招き、シーガイア全体が廃業の危機に瀕していたのである。

#### (2) 県内各界からの県に対する公的支援の要請

このような観光・リゾート産業の事態を直視した県内各界の代表者等は、平成11年11月、挙げて県に対し、次のような協力を要請した。

『来年（2000年）は、「九州・沖縄サミット外相会合」が開催されるなど、「国際コンベンション・リゾートみやざき」が本格的に始動する画期的な年であります。

ご承知のとおり、国際会議等大型コンベンションの開催は、県内の観光浮揚はもとより、国際化の進展等にも大きく貢献するものであり、地域産業の振興や活性化のために、その役割はますます大きくなっていくものと考えております。

従いまして、私どもは、このサミット開催を契機に、21世紀にむけて、世界に誇れる「国際会議都市」「国際観光都市」をめざすため、コンベンション・リゾートの一層の推進に県民を挙げて取り組まなければならないと考えております。

本県はこれまで、観光・リゾートの先進県として位置づけられ、その進展は産業全般の振興、発展にも大きく寄与して参りました。

しかしながら、バブル崩壊後の不況の影響を最も被ったのも観光・リゾート産業であり、そ

の振興のためには、施設の安定的な経営など多様な行政施策のより一層の展開が必要と考えられます。

つきましては、コンベンション・リゾートをはじめとする観光・リゾート産業の一層の振興を図るために、行政におかれてもソフト面の充実指導や、県民の利用促進に更に務められるとともに、公的支援につきましても、特段のご配慮を賜りますようよろしく、お願いいたします。』  
(宮崎ふるさと産業活性化懇談会要望書から抜粋) (乙第10号証)

この他にも、同年11月及び12月に、観光関連企業団体はもとより、商工関係団体、地元の地区振興会など33企業・団体からも、同様の陳情要望が県に対して行われた。(乙第11号証)

### (3) 本件補助金の支出

県は、このような県内各界からの公的支援の要請や本県観光・リゾート産業の差し迫った状況等を勘案して、(財)宮崎ビューローに基金を創設し、もって本県の伝統的な基幹産業である観光・リゾート産業を県民一体となって支援することとした。これにより、国際的な会議等を誘致・開催し、本県経済の振興を図ることはもとより、国際化の進展並びに交流の促進による学術、教育、文化などの向上を図り、宮崎を世界に誇れるコンベンション・リゾート地として形成することを目指す「国際コンベンション・リゾートみやざき」の振興と合わせて、厳しい雇用環境における就業の場の確保や本県経済の混乱を未然に防止しようとしたのである。

この基金構想は、リゾート社が、平成12年度内に抜本的な経営改善計画を策定・実施するまでに不足すると見込まれた運営経費約58億円をはじめ、宮崎交通株式会社など観光・リゾート関連事業者への支援を含め、基金の目標額を100億円とし、市町村や民間からも協力を仰ぎながら、危機的な状況にある本県の観光・リゾート産業を県民一体となって支援していこうとするものであり、県は、この構想実現のため、リゾート振興事業の金60億円を含む平成11年度宮崎県一般会計補正予算案(第3号)を平成11年11月24日県議会に提出した。

県知事たる被告は、同基金の創設にあたっては、本県観光・リゾート産業のおかれている厳しい状況はもとより、シーガイアの当面するすべての問題を県議会に明らかにして、審議を求めたのである。県議会では全質問者16名中、10名がこれに関する質問を行い、商工建設常任委員会では、異例の参考人招致を含め、五日間に亘る特に徹夜の審議をも経た結果、本会議では43対1の圧倒的多数で右予算案を可決した。これら県民の代表者たる県議会や関係団体等多くの支持を得て、本件補助金は支出されたものである。

### (4) シーガイア支援について

先に述べたとおり、長引く景気の低迷や全国的な金融情勢の変化等により、平成11年9月、訴外第一勧業銀行から新たな融資を受けることが困難となったリゾート社は、廃業を含めて事業のあり方を根本から検討しなければならない状況に陥っていた。このような中で、仮に同社が今回の支援を受けることなく、会社更生法等の法的な手段を含めた抜本的な経営改善策を実施しようとしたとしても、償却前営業赤字の状況では、金融機関等の協力を受けることは到底期待できず、また、これだけ大規模な再建には、新たな経営支援者が必要であるが、これを見つける時間的余裕すらない中では不可能であった。

一方、リゾート社が廃業したときの影響は計り知れないほど大きなもので、数千人の失業者を生じ、同社に代わる新たな企業の誘致なども不可能であり、国家的な事業である「九州・沖縄サミット宮崎外相会合」の開催にも決定的な悪影響を及ぼすことは確実で、数十年の長きに渡って、本県経済はもとより、県全体の発展が低迷することは明らかであった。

今回の支援は、このような事態を未然に防止し、リゾート社が、経営の再建のため抜本的経営改善計画を策定・実施するまでの間に不足する運営経費を補助するものであり、県が、今回の支援により、同社の累積赤字や借入金を解消しようとしたものではない。同社が策定する抜本的経営改善計画は、法的な手法も含め、あらゆる方策が検討されることとなるが、県が今回の支援を決定したのは、要するにどのような経営形態になろうとも、一ツ葉の地からシーガイアの灯が消えない様にこれを維持するためであった。

## 4 本件補助金に対する県民の支持

本件補助金については、シーガイアの存続を含め、広く県民の支持を得ているところである。

先の衆議院議員選挙(平成12年6月25日執行)(乙第12号証の1、2、3)に際しても、シーガイアの援助を支持した候補



者が全員当選したし、民間団体が中心となって設立した宮崎県リゾート振興県民会議をはじめ、多くの県民個人からも、平成12年9月6日時点で約16万人の署名と共に、約1億6000円の寄附が、本件補助金の受け皿となった(財)宮崎ビューローに寄せられた。さらに平成12年5月、(財)宮崎県市町村振興協会が、同基金に3億円の支援を行い、また、平成12年9月には串間市が同基金へ参加するなど、危機的な状況にある本県の観光・リゾート産業を県民は一体となって支援しようとしているのである。(乙第13号証)

## 5 行政としてのあるべき姿

被告は本件補助金が公益性を有することは確信していたが、同補助金が県議会に議案として提出された当初から、一部反対の声があることは十分承知していた。しかもそれが被告個人に対する損害賠償請求訴訟となるやの話があることも承知していた。しかし、シーガイアひいては県全体の観光・リゾート産業の存亡並びに目前に迫ったサミットの開催を考えると、必要にしてかつ時宜を得た行政からの救済が不可欠であると判断し、前述の如き徹底した審議を経た上で、県議会での圧倒的多数の議決を得、本件補助金の支出を決定したものである。行政として、真にあるべき姿であると言わねばならない。

## 第二 法232条の2に規定する公益性について

本件補助金の支出に当たっては、法232条の2に規定する公益上の必要性が求められることは当然である。

普通地方公共団体が補助をすることにつき公益上必要がある場合であるか否かについては、過去の判決例等からすると、概ね次のような点から裁量権の逸脱・濫用の有無について評価されるべきものと考ええる。

- 一 補助事業実施の必要性があり、また、行政目的に合致(合目的性)していること。
- 二 補助事業実施が行政の公正・公平性を阻害し、行政全体の均衡を損なわないこと。
- 三 補助事業実施によって有効な効果(有効性)を期待できること。
- 四 補助事業を実施するために財政運営上の支障がないこと等。

以下、これらの観点をもとに、本件補助金の支出の公益性及びシーガイア支援の公益性等について詳述する。

### 一 本件補助金の支出の公益性

#### 1 本件補助金支出の必要性、合目的性等

##### (1) 観光・リゾート産業支援の必要性

バブル経済崩壊後の不況は予想以上に長引き、平成11年の主要な県内の経済動向指標をみると、本県にとって厳しい状況を示す数値となっている。例えば、大規模小売店舗売上は、1689億円で対前年比2.3パーセント減、公共工事請負金額は、3133億円で対前年比13.2パーセント減、企業倒産件数は179件で対前年比1.1パーセント増、その負債金額は275億円で対前年比11.7パーセント増、また、有効求人倍率は平成10年の0.46から0.41となり、雇用情勢も厳しさを増している。さらに、宮崎空港利用者状況は、333万人で対前年2.1パーセント減、宮崎市内のホテル、旅館の利用者状況は、123万人で対前年比6.6パーセント減となっている。(乙第14号証)

平成10年の観光の動向をみても、観光客総数は横這いか、やや増加傾向にあるが、観光消費額の高い県外観光客数は、平成8年の574万人をピークに、平成10年には554万人となるなど、二年連続で減少しており、また、その間の県外観光客の観光消費額も、約76億円も減少しているなど厳しい状況となっている。(乙第4号証)このような状況の中、平成9年には、大淀川河畔のホテル江南荘が、平成11年には、えびの高原ホテルが閉鎖に追い込まれるなど、これまで「観光宮崎」を支えて来た伝統ある宿泊施設の灯が相次いで消える事態も生じ、本県の観光・リゾート産業は、極めて憂慮すべき状態が続いていた。(乙第8号証)

さらに、本県観光・リゾート産業の振興に大きな役割を果たしてきた宮崎交通株式会社の観光関連施設や、リゾート社が運営するシーガイアが、共に大変厳しい経営状況となり、閉鎖の危機に瀕していたのは前述のとおりである。

仮に、今回、本件補助金の支出を行わなかったとすれば、直ちにシーガイアや都井岬観光ホテル等の日南海岸の主要な観光施設が閉鎖という事態に追い込まれ、本県の観光・リゾート産業は回復不能の大打撃を受けるのは明らかであった。このことは、まさにこれまで先人が営々として築いてきた「観光・リゾート宮崎」の名を失うことであった。

このように、本県の観光・リゾート産業は、かつてない苦境に立たされ、この状況を放置することは、本県発展の一翼を担う基幹産業としての本県観光・リゾート産業の衰退、ひいては本県の衰

退を座して待つことに等しいことから、一刻も早い有効な振興策の実施が求められていたものであり、本件補助金の支出は、その必要性は言うに及ばず、重要性、緊急性をも有したもので、まさに時宜を得た支援策であったと言えるのである。

## (2) 観光・リゾート産業支援の合目的性

観光・リゾート産業は、前述したようにホテル、旅館などのレジャー産業にとどまらず、土産物や食品加工などの製造業、小売商業、運輸・通信産業、スポーツ産業、さらに食材等を提供する農林水産業などあらゆる分野に波及効果があり、本県経済に多大の影響を及ぼす裾野の広い総合産業である。

例えば、本県における平成10年の観光消費額1099億円の他産業への経済波及効果（当該産業の経済活動によって、各産業の需要拡大が連鎖的に誘発されることによって生じる波及効果をいう）をみると、農業に82億円、製造業に311億円、商業に213億円、運輸・通信業に199億円、サービス産業に461億円、その他159億円とあわせて1425億円に及んでおり、県内の様々な産業に幅広くその波及効果が及んでいる。（乙第15号証）

そのため、観光・リゾート産業の衰退は、単に同産業の衰退のみならず、他産業に大きな影響を与えることは必至であり、仮に、観光・リゾート産業への支援を怠り、その衰退を見過ごすならば、本県の産業全体に大きなダメージを与えることは明らかである。

このように本県の基幹産業の一つである観光・リゾート産業の振興は、まさに農林水産業をはじめとする他産業の振興にも直結する事柄であり、シーガイアを始めとする本県観光・リゾート産業の振興を目的とする今回の基金は、本県の発展という行政目的に合致したものである。

## 2 本件補助金の支出の公正性、公平性

本件補助金の支出は、前述のとおり、観光関係団体の要望はもとより、県民を代表する県議会の議決を経て行われたものであり、県、県議会、県民の三者が一体となって公正な手続のもとになされており、予算措置手続においても、地方自治法上の違法性はない。また、本件補助金の支出を受けて、基金を設置した（財）宮崎ビューローからの民間事業者等への補助金支出についても、公正さが保たれていることは後に詳述する。

また、基金の公平性について述べるならば、本件補助金は観光・リゾート産業全体の支援を目的としたものであるが、前述したように、観光・リゾート産業は、あらゆる分野に波及効果があり、本県経済に多大な影響を及ぼす裾野の広い総合産業であることから、観光・リゾート産業の支援は、まさに農林水産業をはじめとする他産業の振興にもつながるものである。

さらに言えば、本県はこれまでも毎年、県内産業の振興を目的として、農林水産業をはじめ、商工業、建設業等産業全般に対し、補助や出資又は無利子あるいは低利の貸付等各種の支援を行ってきており、その総額は平成11年度でみると本件補助金の60億円を除き、約767億円にも達している。（乙第16号証）

また、本件補助金の支出は、基幹産業の一つである観光・リゾート産業の置かれた厳しい状況から緊急に取り組む必要があると判断し、産業振興の一環として行ったものであり、先に述べたとおり、観光・リゾート産業の振興はもちろんのこと、雇用の確保や地域経済への波及効果等広範囲にわたって大きな事業効果が得られるのであり、他産業への支援内容と比べて均衡を失するものでなく、適時的確な対応といえるのである。

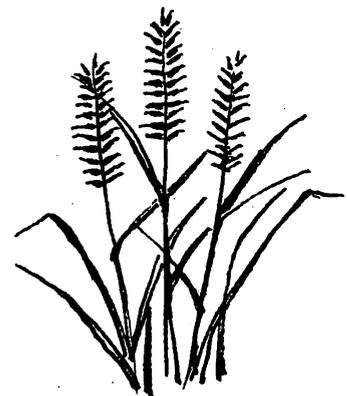
このように、今回の本件補助金の支出は、公正な手続きのもとに支出されたものであると共に、また、その効果は他産業にも及ぶものであり、さらに、他産業の支援と比しても公平を欠くものではなく、本件補助金の公正、公平性については、これ以上言及の要をみないものである。

## 3 本件補助金の支出の有効性

### (1) 県民一体となった支援の動き

本県にとって、伝統のある観光・リゾート産業の衰退は、単にそれに関わる企業者や行政のみならず、県民にとっても最大の関心事であり、又、その振興は県民全体の理解がなければ、推進することができない事柄である。

このような認識のもと、本県の観光・リゾート産業の危機的な状況を打破していくためには、単に行政による産業支援とするのではなく、県民一丸となった取り組みが必要であるとの観点から、（財）宮崎ビューローに県民すべてが参加できる基金を設置したものであり、県においては、リゾート振興事業を県



議会の議決を経て創設し、同基金に60億円を拠出したのである。

この基金には、県民や民間企業からも多額の寄附等が寄せられていることは乙第13号証のとおりであり、本件補助金の支出により、危機的な状況にある本県の観光・リゾート産業を県民一体となって支援しようとする機運が、今まさに高まってきているのである。

## (2) 着実に現れてきている事業効果

現在、基金からはシーガイアとともに、都井岬観光ホテルへの補助がなされ、その存続が図られるなど具体的な成果が出てきている。シーガイアについては後述することとし、以下、都井岬観光ホテルへの補助に至った経緯や事業効果等について概説する。

本県の最南端にあり本県を代表する観光地の一つである都井岬においては、地元農林水産物の消費拡大や地元住民の雇用の確保さらには過疎化の防止等にも大きく貢献してきた都井岬観光ホテルが、長引く景気の低迷や金融情勢の変化の影響により閉鎖もやむなしの状況に陥り、都井岬の地から宿泊施設が姿を消す事態が生じた。

このような中で、地元の区会長、御崎牧組合長などから構成される都井岬観光ホテル存続発起人会や同ホテルの取引業者からなる黒潮会さらに串間市観光協会、串間商工会議所は、平成12年3月21日、宮崎県知事、宮崎県議会議長に対して、同ホテル存続を求め、陳情書を提出した。(乙第17号証の1、2、3、4)

これを受けて、県は、陳情の趣旨や同ホテルが本県観光・リゾートに果たしている役割、経済波及効果、関連産業への貢献、雇用の場の創出、納税などを総合的に検討し、平成12年4月12日、串間市、宮崎交通株式会社、宮崎県の三者により、都井岬における宿泊施設の存続を図るために新会社を設立すること等を約した確認書を取り交わした。(乙第18号証の1、2)

これに基づき、平成12年7月28日、同ホテルを運営する新会社として都井岬リフレッシュ・リゾート株式会社が設立され、同年8月8日、同社は基金に対して、抜本的な経営改善計画の実施期間である平成12年9月から15年3月までの運営に不足する経費として、1億2800万円の交付申請を(財)宮崎ビューローに行った。

この申請により、同ビューローは、補助金交付要綱及び同ビューローの寄附行為に基づき、県へ認定依頼を行い、県は審査会の意見を参考に、同要綱に基づき平成12年8月15日、交付申請額1億2800万円のうち平成13年6月までの資金不足額として9500万円を認定した。認定を受けた同ビューローは、理事会の議決を経て、平成12年8月29日、平成12年度分として8700万円を同社に補助金として交付した。また、串間市においては、平成12年9月6日、基金へ1000万円を拠出し、基金に参加をした。仮に、今回の支援がないまま同ホテルが閉鎖されたとすれば、串間市の宿泊客数の5割以上を占めていた同ホテルの宿泊客が失われ、さらに、同市の観光客数の8割以上を占める都井岬の観光客が激減し、同市はもとより県南の観光そのものが崩壊の危機に瀕するのは明白であった。(乙第19号証)

また、都井岬の観光客の激減による農林水産物の消費低迷や取引業者の連鎖倒産など地域経済の崩壊が懸念されたことはもとより、同ホテルが主催者の一員となり、開催場所やスタッフなどを提供するなど大きな役割を果たしていた都井伝統の「都井岬祭り」や「ひむかジョギング都井岬」などのイベントも開催できず、地域の発展にも大きな打撃を受けることは確実であった。

今回の支援によって同ホテルの運営は継続され、右のような事態を回避することができたのはもちろんのこと、地域住民に対しても安心と将来への希望を与えることができ、早くも、地域が一体となった盛り上がりも出てきている。その顕著な例として、本年8月25日、26日に開催された前述の「都井岬祭り」の入込み客数が、昨年一日で3500人であったものが、今年は、一日平均6500人と約2倍に大きく増加し、同祭りは大盛況を呈した。(乙第20号証)

また、この支援によって、串間市で大きな雇用の場となっている株式会社サンリット産業や株式会社ジェイエアイ電子に匹敵する59名の雇用が確保されたことはもとより、地元をはじめとする同ホテルの取引業者43社の事業の存続や同社が抱えている雇用も維持されたところである。

このように、本件補助金の支出は、本県の代表的な観光地を守り、本県観光・リゾート振興に大きく貢献したことはもとより、地域崩壊の危機を救うという大きな成果を上げているのである。

## 4 財政運営上の支障の有無

### (1) 本県の財政状況

地方公共団体は、広範な分野にわたって住民福祉を増進するという公共的役割を担っていることから、常にその財政の健全性の確保に努めなければならないものである。

このため、本県においては、従来から歳入歳出の徹底した見直しにより財源の積極的な確保を図るとともに、限られた財源の重点的、効率的な配分を行いながら、社会経済情勢の変化に伴う新た

な行政需要等に適時・適切に対応できるよう、中長期的視点に立った的確な財政運営に努めているところである。この結果、本県は、これまで決算において実質収支（当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額で、いわば地方公共団体の純剰余又は純損失を意味するもの）が赤字になったことはない。（乙第21号証）

平成11年度においては、本件補助金の支出に当たり60億円の財源が必要となったが、この予算を措置した11月補正時点で確実に見込める歳入財源があったことから、既に予算に計上されていた他の事業を中止するとか、縮小するといった影響は何ら生じなかったところである。

また、一方で、年度当初から職員意識の喚起に努め、年間を通じて歳入の確保及び歳出全般にわたる経費の徹底した節減等を行った結果、2月補正で約91億円、3月末の最終専決補正で約28億円の財源が捻出でき、将来の財政需要に備えて財政調整積立金等基金への積立て等を行ったところであり、更に決算において、約20億円の实質収支の黒字が確保できたところである。（乙第22号証）

このように本県の財政状況は、決算においても健全性が保たれており、本件補助金の支出を行っても財政運営上の支障はない。

## (2) 県債の状況等

県債については、近年の数次にわたる国の経済対策に呼応した景気対策の実施等により残高が増加し、本県の一般会計の県債残高は、平成11年度末で約7452億円となっているが、県債の発行は、地方財政法等に基づき、長期の耐用年数を有する公共・公用施設の建設事業費等の財源とする場合に限定されており、地方財政制度上、歳入不足を補うためのいわゆる赤字補てんは原則としてできない仕組みとなっている。

本県においては、従来から重要課題である社会資本の整備等を進めるための財源として、これらの社会資本等が将来にわたって県民の利用に供されることから、世代間の負担の公平を図る観点に立って適切に活用しているところである。

また、地方交付税措置のある有利な県債の活用など財源措置の有利性に着目しながら事業の厳しい選択に努めた結果、県債残高の約6割は、地方交付税法に基づき、後年度に地方交付税上の措置がなされ、将来の財政負担の軽減が図られるものと考えている。（乙第23号証）

しかも、県債の元利償還（公債費）に対する財政負担が一定水準以上（起債制限比率20パーセント以上）になると、自治大臣の定める地方債許可方針により起債が制限されることとなるが、本県は、平成10年度決算値で10.8パーセントであり、この点からみても財政運営上の支障はないといえる。（乙第24号証）

以上のように、本件補助金の支出については、どの観点から見ても法232条の2に規定する公益性は十二分に認められるものである。



## 二 シーガイア支援の公益性

今回の基金は、厳しい状況にある本県の観光・リゾート産業を支援し、もって本県経済の安定と発展に寄与するために、創設されたものであるが、その中で、特に原告が問題としているシーガイアの支援について、以下、その必要性等について詳述し、シーガイア支援の公益性を明らかにする。

### 1 シーガイア支援の必要性及び合目的性

#### (1) シーガイア支援の必要性

今回、基金が創設された中で、シーガイアの経営危機というものが、大きな要因であったことは言うまでもない。それは、本県の基幹産業の一つであり、今、危機的状況にある観光・リゾート産業を再生していくためには、シーガイアの存在と再生は、欠かすことのできない事柄となっているからである。

すなわち、シーガイアは、長期滞在型の保養地域の形成を謳った「リゾート構想」が、国のリゾート法の第一次承認を受けたのに伴い、この構想の中核施設の一つとして、建設されたことは、前述のとおりであるが、その建設は、本県の観光・リゾート再浮揚の核となり、また、リゾート法の目的でもあるゆとりある国民生活の実現、地域振興を図るといった使命を持って行われたものなのである。

このような使命を持って建設されたシーガイアは、まさに本県の観光・リゾートの牽引車的な役割を果たしてきたのはもちろんのこと、今では、シーガイアの存在無しでは、本県の観光・リゾー

トの将来を描けない程の存在価値を有しているのである。さらに、その建設時から現在に至るまでには、あらゆる方面に多大の効果をもたらし、本県経済全体に与える影響度も大変大きなものとなっているのである。

以下、具体的な効果やその状況等について述べる。

#### ①シーガイアの建設の効果

シーガイア建設時（平成3年3月～平成6年10月）に係る経済波及効果は、シーガイアの施設建設投資額（土地購入費、造成費を除く）の総額1620億円をもとに「平成2年宮崎県産業連関表」（一定期間（通常一年間）の一定地域において行われた生産物（財貨やサービス）の産業間の取引、産業と最終消費者間の取引を金額表示でまとめたもので、経済波及効果の分析ができる表）を用いて分析すると2595億円もの大きな効果となっている。（乙第25号証）また、シーガイア建設に伴い、シーガイア周辺の社会資本の整備も促進され、県民はもとより国内外の人々にすばらしいリゾート環境を提供している。

#### ②大規模な雇用の場の創出

シーガイアの新卒者の新規採用者は、平成5年度が524人、6年度が594人、7年度が142人となっている。

シーガイアの従業員数は、平成7年が2067人となっているが、これは、平成2年～7年にかけて増加した県全体の就業者数2万1780人の9.5パーセントを占めている。（乙第23号証）また、前述のとおり厳しい経営状況にある平成12年4月においても、リゾート社だけで1396人、グループ全体（リゾート社、フェニックス国際観光株式会社、北郷フェニックスリゾート株式会社、株式会社フェニックスグリーン、フフェニックスリネンサービス株式会社、フェニックスエンタープライズ株式会社の計6社全体をいう）にすると2807人を雇用している。（乙第27号証）これらのことは、シーガイアが雇用の場の創出・確保に大きな役割を果たしていることを示すものである。

#### ③本県観光・リゾートの振興及び国際化の推進

本県の平成10年観光客総数は1231万人であり、一方、シーガイアの利用者数は314万人と、本県の観光客数に占める割合は大きなものとなっている。また、シーガイア開業時の平成5年観光客数1103万人に比べても、128万人もの増加を示している。また、平成10年と平成5年の県内の主な観光地の観光客数を見ても、高千穂峡、西都原古墳群、酒泉の杜、えびの高原、高千穂牧場、鶴戸神宮など本県を代表する観光地の観光客数がのきなみ増加しているが、これもシーガイアの観光客の増加に起因するものである。

さらに、外国人宿泊者数では、平成5年の2万6000人から平成10年には18万5000人と、7倍以上に増加している。中でも、台湾からの旅行者は、約5千人から約9万3千人、香港からの旅行者も、約5千人から約8万人と急増しており、これは、外国人宿泊者がシーガイアを目的として本県を訪れていることを示すものである。

このように、シーガイアは本県観光の国際化にも大きく貢献しているが、それとともに前述の外国人宿泊者数のうち、平成10年にシーガイアに宿泊した6万8576人を差し引いた11万6644人が、宮崎市内の大淀河畔を中心とした他の宿泊施設等に宿泊しており、シーガイアは県内宿泊施設の外国人宿泊者数の増加にも大きく寄与している。（乙第28号証）

#### ④ 国際会議都市宮崎の全世界への発信

本県の100人以上のコンベンション開催数は、平成6年では216件であったものが、平成10年には312件と96件、44パーセントも増加している。中でも、平成6年には9件であった国際会議が、平成10年には20件と2倍以上に増加している。その中には、トヨタ世界大会宮崎97やAPEC電気通信ワーキンググループ会合など国際的にも重要なレベルの会議が含まれている。

（乙第28号証）また、平成11年には、第8回全国ポランティアフェスティバルやグリーン博みやざき99国際シンポジウム世界花都市国際会議など本県の福祉、文化の向上に寄与する会議も開催されている。さらに平成12年には「太平洋・島サミット」や「九州・沖縄サミット宮崎外相会合」が開催され、「国際コンベンション・リゾートみやざき」を全世界に発信することができたとともに、本県が国際会議都市として世界に通用することを証明できたのである。また、サミット終了後においても、国際青年の村2000in宮崎やAPEC第18回運輸作業部会宮崎会合が開催されるとともに、G8薬物専門会合の開催が決定するなど、国際的に重要な会議が次々と開かれており、これもシーガイアがあればこそである。

また、平成12年3月、財団法人みやぎん経済研究所が試算した平成11年度における本県で開催されたコンベンションの経済波及効果は、主催者、参加者などが直接支出した会場使用料や宿泊料などの直接的経済効果が約97億円であり、原材料を他産業から購入すること等や雇用者に

対して支払われる賃金等によって生じる間接的経済効果が約162億円で、直接的効果に対して約1.7倍となっており、大きな波及効果をもたらすものとなっている。(乙第29号証)この他にも、数値にできない口コミによるPR効果やコンベンション出席者が再び本県を訪れるリピーター効果などを含めるとさらに波及効果は広がっていくとしている。このようにコンベンションは、本県経済にとって大きな効果をもたらすものであり、本県にとってコンベンション振興は重要な施策の一つともなっている。

#### ⑤ 宮崎の知名度アップと誘客効果

誘致宣伝の効果については、リゾート社が行ったテレビ、ラジオ新聞雑誌をはじめとする宣伝広告の費用が平成10年度で約10億円あり、さらに、平成5～10年度の累計では、125億円にも及んでおり、本県観光のイメージ・知名度アップに大きな貢献をしている。(乙第28号証)特に、国際観光において、本県の外国人宿泊者数のほとんどを占める台湾、韓国、香港を対象にした人気のある九州ツアーでは、必ずシーガイアが含まれているとともに、これらツアーには、日南海岸、鶴戸神宮、平和台、宮崎神宮、酒泉の杜などの本県の代表的な観光地も含まれており、シーガイアは、本県の外国人観光客の誘致に大きく貢献している。従って、シーガイアがなくなれば、本県に外国人観光客が、誰も訪れない状態が生じるといっても過言ではない。

また、国内観光では、関東、関西等への旅行商品企画において、シーガイアは、九州でハウステンボスと並び滞在型旅行商品を企画できる代表的な観光・リゾート施設となっており、日南海岸と並び本県への観光客誘致の大きな柱となっている。

さらに、リクルート社が平成12年1月に行った「九州・山口人気観光地調査」の「今年行きたい観光地ランキング」において、シーガイアは第4位となり、本県の観光地では、右ランキング内で唯一ベスト10にはいる施設となっている。(乙第30号証)

このように、国内及び国際観光の誘致宣伝において、シーガイアなくしては語れないというのが、ほとんど大多数の旅行商品企画会社の声となっており、シーガイアは本県の観光客誘致においても、不可欠な存在となっている。

#### ⑥ 行政及び他産業への貢献

リゾート社の納税額は、平成10年度だけで17億円に及び、さらに会社設立時から平成10年度までの累計では87億円の大きな額になっているなど、行財政へ多大の貢献をしている。(乙第28号証)

また、関連産業への波及効果についていえば、シーガイアへの納入業者数は現在約550社にものぼり、シーガイアグループ全体では、約700社が取引を有している。このうち9割にあたる約650社が中小企業であり、本県中小企業の振興にも、大きく寄与している。さらに、経済波及効果について述べると、同社の売上高は10年度だけで193億円であるが、5～10年度の累計では1027億円にも及んでおり、これらシーガイアで生み出される消費は、農畜産物を生産する農業はもとより、土産物を生産する製造業、さらには商業、運輸、通信業等と幅広い産業にその波及効果を及ぼしている。(乙第28号証)

さらに本県にとって、「太平洋・島サミット」、「九州・沖縄サミット宮崎外相会合」の開催は、県史に残る事柄であり、このような国際会議が開催されたこと自体が、まさに「国際コンベンション・リゾートみやざき」が本格的に始動し、「国際コンベンション・リゾートみやざき」のイメージを全世界に強く印象づけ、その振興を推進する本県にとってその成功は、本県のみならずわが国の威信にもかかわる重要な事項であったのである。

以上のように、本県の基幹産業の一つでもある観光・リゾート産業の再生に欠くことができず、かつ、あらゆる方面に多大の効果をもたらす、本県経済全体に与える影響度も大変大きなものがあるシーガイアに対する今回の支援の必要性については、多くを論ずる必要もないものである。

#### (2) シーガイア支援の合目的性

本県経済に多大の効果を及ぼして来たシーガイアであるが、前にも述べたとおり平成11年9月に至り、リゾート社の資金のほとんどを融資していた訴外第一勧業銀行からの新たな融資を受けることが困難となった。この時点では、金融機関からの支援や新たな経営支援者を見つけるいとまがなく、法的解決策をとろうにもその実行は事実上不可能で、シーガイア全体が直ちに、廃業の危機に瀕することは明らかであった。このような状況に直面し、同社は、平成11年10月、同じシーガイアグループであるフェニックス国際観光株式会社との事業再編や、役員はもとより、



全従業員の給与の2割をカット、冬期賞与の支給見送り、さらには、社員全員によるシーガイアギフト券等の責任販売などの実施を盛り込んだ経営改善策を発表していたが、これらの自助努力策だけでは、前述の危機を乗り越える策にはなり得ないことから、同社は、県に対し、最後の手段として、抜本的な経営改善計画を策定、実施するまでの間の支援を要請した。

県においては、同社をこのまま放置すれば、先に述べたような宮崎の経済全体に大きな混乱を招き、ひいては県民の多くに不利益をもたらすことになりかねないところ、このような事態を未然に防止することこそが行政としての果たすべき役割であると判断し、今回の支援を行うこととしたのである。

このシーガイアの支援については、前述のとおり、県議会での圧倒的な支持や基金に多くの県民から貴重な寄附が寄せられていること（乙第13号証）、また、先の衆議院議員選挙（平成12年6月25日執行）に際しても、候補者の大半が、シーガイアの本県経済に与えている影響の大きさや国内外から高い評価を受けている県民の貴重な財産であること等から、シーガイアは存続させるべきであるとし、この主張をした候補者すべてが当選を果たしていることから県民の支持が得られていることは明らかである。（乙第12号証の1、2、3）

以上のように、今回のシーガイア支援は、単にリゾート社を支援するというのではなく、その支援がひいては本県の観光・リゾートの振興はもとより、本県経済の混乱の防止や雇用の場の確保による県民生活の安定につながるものであることから、まさに行政の目的に合致したものであり、その合目的性に何ら問題はないのである。

## 2 シーガイア支援の有効性

シーガイア支援の有効性を考える時、もし仮に今回の基金が創設されず、シーガイアにも何らの支援がなされなかったとしたら、どれ程甚大な悪影響が出たかということである。

(1) まず、第一に考えるべきは、厳しい状況にある現在の雇用情勢や取引業者の連鎖倒産等による観光リゾート産業に与える影響である。

シーガイアの廃業によって、シーガイアグループ全体で約3000人にも及び従業員の雇用の場が失われ、家族も含めるとそれ以上の者の生活が危機に陥り、さらには、取引会社約700社の連鎖倒産やそれに伴う失業者の増大も当然予想された。

さらには、本県の観光・リゾートを国内外にPRしていく上での、中核的な施設が失われることにより、本県の観光・リゾート産業の再生はおろか、逆に衰退の一途をたどることとなり、他の観光・リゾート事業者への悪影響も計り知れないものがあつた。

(2) 第二に考えるべきは、「九州・沖縄サミット宮崎外相会合」及び「太平洋・島サミット」への影響である。

本県にとって、「太平洋・島サミット」、「九州・沖縄サミット宮崎外相会合」の成功は、県史に残る事柄であり、このような国際会議を開催することにより、本県が国際会議都市として世界に通用することを証明するとともに、本県のみならずわが国の威信を保つことができた重要な事項であつた。

このように、本県のみならず国にとっても大変重要な両サミットであるが、参加した各国外相から最大級の賛辞を受けるなど、大成功のうち終わったのである。

両サミットの効果として、①サミット誘致を通じて得られた数多くの貴重な経験やホテル、交通機関等での外国語対応の研修や通訳ボランティアの育成などの国際会議誘致・開催に関するノウハウの蓄積、②宮崎の様々な魅力が国内外に発信されたことによる宮崎のイメージアップ、③外相会合開催を契機に開催された「こどもサミット」や国際化に関するシンポジウムなど国際化に関する様々な事業の実施による国際化に向けた県民の意識の啓発、④「太平洋・島サミット宮崎宣言」や外相会合における「紛争予防に関するG8宮崎イニシアティブ」等21世紀における各国の行動指針となる重要な取り決めにより宮崎の名が冠されるなど、郷土に対する県民の「自信」「誇り」が醸成されたこと等の社会的効果が上げられる。

また、平成12年8月22日、宮崎日日新聞に掲載された読者選定「みやざき20世紀10大ニュース」において、宮崎の20世紀において最も重要な出来事として1位に選ばれたのは、「サミット外相会合開催」であつた。（乙第31号証）

このような、20世紀を代表する事業が実施できたのは、本県の国際コンベンション・リゾートの中核となるシーガイアがあつたからこそである。

一方、サミットが及ぼした経済波及効果をいうならば、国道10号宮崎北バイパス整備等の国、県、宮崎市が行つたサミット関連公共事業やサミット開催に伴う6000人を超える政府、マスコミ、警

備関係者等の宿泊費や飲食費、会場の使用料等の会議に要する経費、さらに両サミットの開催に伴い、多くの関連報道が行われ、宮崎の魅力や特色等が全国、海外に発信されたことによるPR効果（広告費換算）など、合わせて約132億円と算定されている。（乙第32号証）

このように、サミット開催は、本県にとって有形無形の多大の効果をもたらしたものである。

仮に、シーガイアが平成11年11月時点で廃業していたならば、外相会合という県史に残る重要な事業の遂行は不可能となるばかりでなく、本県の信用は地に落ち、サミット終了後に開催された国際青年の村2000in宮崎やAPEC第18回運輸作業部会宮崎会合、平成12年12月に開催されるG8薬物専門会合、など重要な国際的会議が、今後、一切、開催されなくなる恐れもあった。

以上のように、今回のシーガイア支援の有効性は、まさにこのような事態が生じることによる本県経済の混乱を未然に防止することにあり、原告等の表現による捨て金などではあり得ず、極めて有効な支援であったといえるのである。

- (3) 第三点目に考えるべきは、シーガイアが廃業し、巨大な廃墟が残ることとなった場合、ホテル、公園、観光施設としての効果が失われるのはさりながら、同社が育成に努めてきた一ツ葉の美しい松林がどうなるかということである。

シーガイアは、平成8年4月1日、次のように「松憲法」を定めている。

「シーガイアの根本は、豊かな松の樹海にあり、未来永劫この松の緑を育むことがシーガイア人の最高の義務であり責任である。

1 松の保護、育成をすべてに優先すること。

2 シーガイア人は、この松林を人類と自然が共生する平和な楽園として築き上げていくこと。

3 今後の事業展開において発生が予想される建築物の増改築配管理設工事やゴルフ場の改造工事等においても、松の木優先設計を行い、松を一切伐採しないこと。」（乙第33号証）

この「松憲法」の理念のとおり、リゾート社とフェニックス国際観光株式会社は、長年に渡り、一ツ葉の松林を多大な費用と手間をかけて徹底した管理を行い、この美しい松林等を守り、育ててきたことは、万民の認めるところである。この管理のすばらしさは、リゾート社が管理している135ヘクタールの中で、平成10年度に松食い虫による被害があった松林の面積が、2ヘクタール（被害本数10本）、全体の0.07%であること（乙第34号証）、さらに、シーガイア管理の松林と一ツ葉地区のシーガイア以外の管理のものとの違いを見ても明らかである。仮に、これら松林の管理が行なわれなくなった場合、美しい松林等のリゾート景観を喪失することはもとより、その姿を消すことで、潮害防備保安林としての機能も失われ、地域住民に多大な被害を与えることになりかねない。また、これらの景観を県もしくは宮崎市で維持するとしたら、多額の税金を投入せねばならないことは、明白である。

また、この一ツ葉地区のすばらしさが、国にも認められ、平成12年10月4日、本県ではじめて、全国の都市景観百選に選ばれた。（乙第35号証）

以上のことから、シーガイアは、リゾート創出という国のプロジェクトに沿って設立され、設立後は多くの波及効果を県内に及ぼしているなど、これの救済は高い公共性と公益性を有し、県民全体の利益につながり、また、県民の支持も得ていることから、シーガイア支援は、法232条の2にいう公益性について、何ら問題はないのである。



### 第三（財）宮崎ビューローについて

本件補助金は、基金が設置された（財）宮崎ビューローに交付されたものであるが、基金設置の理由、また、原告らが問題としている同ビューローの基金管理能力及び検査監視体制等について述べる。

#### 一（財）宮崎ビューローへの基金設置の理由について

（財）宮崎ビューローは、民法34条の規定に基づき、主務官庁である運輸省の許可を得て設立された公益法人であり、その設立にあたっては、基本財産の形成のため、宮崎県、宮崎市がそれぞれ各1億750万円、民間企業が6500万円の出捐をしており、その設立目的は、国際・国内の各種会議、大会、展示会等のコンベンションの誘致、コンベンション主催者に対する支援等を行うことにより、県内におけるコンベンション振興を図り、もって地域経済の活性化及び文化の向上に寄与することである。（乙第36号証の1、2）

この設立目的に沿って、(財)宮崎ビューローは、コンベンション誘致事業をはじめ、開催支援事業、インターネットによる情報発信等の広報・宣伝事業等を実施し、国際会議、各種全国大会等の誘致を図るなど、本県のコンベンション振興により、観光・リゾート産業はもとより各産業の振興に大きく貢献している。

このような(財)宮崎ビューローの設立目的や現在果たしている役割と、リゾート振興事業の目的である「国際コンベンション・リゾートみやざき」の振興とが合致したことや必要に応じて、機動的・弾力的な事業の執行ができること、さらに、同ビューローの役員等が各界の代表者等から構成されていることもあり、市町村をはじめ、民間を含めた幅広い協力が得られることから、基金を同ビューローに設置することとしたものである。

## 二 (財)宮崎ビューローの基金管理能力

(財)宮崎ビューローの役員及び評議員は、地元銀行や県観光協会、地元優良企業など県内各界の代表者等から構成されており、また、事務局組織においても、宮崎県から専務理事、事務局次長、企画・誘致課長の3名が、宮崎市からは常務理事兼事務局長が、地元企業から誘致部長がそれぞれ派遣されており、官民の優秀な職員から構成されている。(乙第37号証)

また、本件補助金の受け入れ及び執行にあたっては、平成12年1月13日に(財)宮崎ビューローに基金を設置することの寄附行為変更の許可を運輸省から受けているのである。(乙第38号証の1、2)

このように、同ビューローは、基金管理能力を十分に有し、何ら問題はない。

## 三 補助金支出の公正性と検査体制

(財)宮崎ビューローに交付された本件補助金の支出については、県及び同ビューローにおいて、補助金交付要綱及び国際コンベンションリゾートみやざき振興基金事業実施規程等を定め、これら規程により、弁護士、公認会計士、税理士などの専門家から構成される国際コンベンション・リゾートみやざき振興基金審査会の意見を参考に、県が認定を行い、同ビューローの理事会を経て、適正に執行されており、補助金支出の公正性は確保されている。

また、基金に関する状況については、県議会可決後においても、その執行状況等を、商工建設常任委員会等を通じて、随時、県議会に報告を行っているところである。

検査体制については、県の監査委員によって、法199条第7項の規定により監査を行うことができることとなっており、検査体制は十分に整っている。さらに、本件訴訟に先立つ住民監査請求による監査結果においても、本件補助金の支出の公正性が認められている。

このように、本件補助金の支出は、諸規程、県の認定等に基づき適正に支出されていることから、その公正性は十分確保されているとともに、検査体制においても、県の監査委員の監査により十分整備されている。

以上のように、(財)宮崎ビューローは基金管理能力を十分に有し、さらにその検査体制は、県の監査委員の監査によって、整備されていることから、同ビューローに基金を設置したことについて、何ら問題はない。

## 第四 第三セクターに関する指針（以下「三セク指針」という）との整合性について

本件においては、三セク指針(乙第39号証)との整合性が原告等によって問題とされている。しかしながら、自治省のいわゆる三セク指針は、一般的な地方公共団体の第三セクターへの関与の在り方を示したものであり、法245条の4における財政運営上の「技術的な助言」であって、法232条の2の解釈を示すものではなく、地方公共団体に対し、法的拘束力を持つものでも、またその実施についての義務を負わせているものでもない。

三セク指針は、第三セクターの設立や、運営の指導監督等に当たっての留意事項を取りまとめたものであるが、要するに、事業を存続させるか否かの判断については経営状況に着目した評価のみならず、当該第三セクターが果している公共・公益的使命等、行政的評価を加味した上で、総合的に検討されるべきであるとしている。

本件におけるリゾート社と県の関係においても、単に同社の経営の内容だけにとらわれるのではなく、同社のもたらす公共・公益的使命等をまさに総合的に検討した結果が今回の支援となったものである。

同社の経営的指標が悪いことは事実であるが、現在その経済効果は本県になくはならないものであり、また県が実現を目指している世界に誇れる「国際コンベンション・リゾートみやざき」実現のため

には、不可欠な施設であることから、これに対する今回の支援は、この第三セクター指針の趣旨と全く整合すると言わなければならない。

原告らは、三セク指針の中の「債権債務関係整理にあたって、地方公共団体は出資の範囲内の負担…に止まるというのが原則で、過度の負担を負うことのないようにすべき」をあげ、今回の支援が第三セクター指針に反すると言うようであるが、右の三セク指針の部分は、第三セクターの方式を断念する場合の留意すべき事項と解され、今回の支援は、シーガイアを存続させ、ひいては県全体の観光・リゾート産業の振興を図るための施策に基づくものであり、同指針の引用は当たらないことはもとより、同指針の範囲を超える次元の話なのである。

## 第五 まとめ

### 一 シーガイア存続の必要性

今回のリゾート社への支援は、同社の累積赤字を消すとか、借入金を消すとかいう性質のものでは、決してない。同社の累積赤字及び借入金は巨大であって、今回の支援をすることによって、これが直ちに解消されるものでないことは当然である。平成11年9月にメインバンクである訴外第一勧業銀行からの新たな融資を受けることが困難となり、資金不足により倒産・廃業の危機にあったシーガイアであるが、一旦廃業すると文字通り再起不能であり、グループ全体で約3000人の従業員は失業し、世界に誇ったコンベンション等の施設は廃墟となるのである。

それを回復するにはどれ程の時間とエネルギーを要するか、またそれが可能であるかを考えるべきである。一旦廃業したときには、今回の基金程度の資金で現在のシーガイア規模の企業が復活する可能性は全くない。

そのとき、県はこれ程の波及効果のある案件について、まさに手をこまねいて、特に被告は、本件のごとき訴訟を恐れて何ら積極的な施策を講じなかったと非難されるであろうが、その非難は正当なものと思われる。

今回の支援によって、少なくとも一年間シーガイアの経営の継続が保証され、その間にシーガイアの経営を抜本的に改善する経営改善計画の策定の時間を得たのである。これに呼応して、各金融機関もシーガイアに対する債権回収についてはそれなりの配慮をし、今回の支援の趣旨に協力しているのである。

シーガイアの策定するであろう抜本的経営改善計画は、法的な諸方法も当然に視野に入れているであろうが、少なくとも事業継続を前提とするものである。であるならば、シーガイアの経営主体の変化は別として、シーガイアの事業は存続し、その本県における存在及び他産業に及ぼす効果等は維持されるのである。

### 二 むすび

本件訴訟は、本件補助金の支出という財務会計上の行為の違法性を問うというものであるが、その意図するところ、あるいはその結果は、厳しい社会経済情勢によってコンベンション・リゾート施設の運営が苦境に立たされている民間業者を支援するためになされた本件補助金を否定するものであり、県の観光行政施策の当否を法廷の場で争うとするものにほかならない。

本件補助金は、シーガイアに対する補助金以外のものも含まれていることは、前に述べたとおりである。

原告らは、本件補助金交付の違法性を主張するが、現代においては福祉国家の理念のもとに国及び地方公共団体の機能は極めて広範囲にわたっており、国及び地方公共団体は、その包摂する個人及び団体のほとんどすべての活動部門にわたって保護干渉の手を差しのべざるを得なくなっており、補助金行政は、右の行政目的実現のために必要不可欠の手段となっているものである。(同趣旨名古屋高裁昭和51年4月28日判決)

このように本件補助金は、徹底した県議会の審議を経た上で、しかも本件補助金に係る補正予算案が賛成43、反対1という圧倒的多数で議決されたものであり、真に大多数の県民の賛成を得て、かつ、前述したとおり真に公益上の必要からその支出を決定したものである。よって、その判断に裁量権の範囲の逸脱とか裁量権の濫用は微塵も認められないものであり、また手続的にも何ら瑕疵はない。

従って、本件補助金の支出につき違法性はなく、ましてや被告の不法行為責任を理由とする原告らの主張は全く当たらないものというべきである。

以上

## (4) 被告・証拠説明書 (2000年11月2日提出)

平成12年(行ウ)第二号、第三号、第五号、第六号住民訴訟による損害賠償請求事件

### 証拠説明書

原告 菅谷 幸則 外 599名  
 共同訴訟参加人 久島 昌志 外 168名  
 被告 松形 祐堯  
 訴訟参加人 宮崎県知事 松形 祐堯

右当事者間の頭書事件について、被告及び訴訟参加人は乙第1号証乃同第39号証までを別紙のとおり説明する。

平成12年11月2日

右被告及び訴訟参加人 弁護士 佐藤 安正  
 右被告代理人 弁護士 橋本 勇代  
 弁護士 江藤 利彦

宮崎地方裁判所 御中

乙号証 番号	書証の標題	作成者 作成年月日	立証趣旨	原本の 有無
1	国際コンベンション・リゾートみやざき振興事業補助金交付要綱	宮崎県 平成12年1月14日	宮崎県は、補助条件などを厳格に定め、本件補助金を、同要綱に基づき、適正に支出していること。	○
2	「今後の観光政策の基本的な方向について」(答申第39号)	運輸省観光政策審議会 平成7年6月2日	国は、観光・リゾート産業を国の重要な産業と位置づけていること。	×

3	新・全国総合開発計画「21世紀の国土のブランドデザイン」	国土庁 平成10年3月	同右	○
4	平成10年観光動向調査結果「観光客数の推移、観光消費額の推移」	宮崎県観光・リゾート課長 平成12年2月1日	県外観光客数は、平成9年、10年と二年連続で減少するとともに、県外観光客の観光消費額が、平成9年、10年の二年間で76億円減少し、本県観光・リゾート産業は大変厳しい状況にあったこと。	○
5	宮崎・日南海岸リゾート構想「宮崎太陽海岸都市の創造をめざして」(パンフレット)	宮崎・日南海岸リゾート構想推進協議会 平成5年10月	シーガイアは、リゾート法による第一次承認を受けた「宮崎・日南海岸リゾート構想」の中核施設として、県、宮崎市及び民間が出資し、国のリゾート振興という社会的役割を担って、設立され、位置付けられていること。	○
6	第四次宮崎県総合長期計画(改訂計画)	宮崎県 平成8年4月	観光・リゾート産業は、第四次宮崎県総合長期計画(改訂計画)において、農林水産業と並び、本県発展の一翼を担う重要な産業として位置づけられ、その振興は本県の最重要課題の一つであること。	○
7	第四次宮崎県観光振興計画(改訂計画)	宮崎県 平成8年3月	観光・リゾート産業は、第四次宮崎県観光振興計画(改訂計画)においても、主要な位置をしめ、その振興は本県の最重要課題の一つであること。	○
8	主なホテル・旅館の閉鎖状況(平成8年以降)	宮崎県観光・リゾート課長 平成12年6月27日	「観光宮崎」を支えてきた伝統ある宿泊施設が相次いで閉鎖され、観光・リゾート産業は、これまで経験したことのないほどの厳しい状況を迎えていること。	○
9	宮崎交通株式会社が都井岬観光ホテルやサボテンハーブ園への行政支援を要請	宮崎日日新聞社 平成11年12月7日	都井岬観光ホテルやサボテンハーブ園は、厳しい経営状況から閉鎖の危機に瀕しており、行政支援がなければ、経営の継続が困難な状況であったこと。	×
10	要望書「観光・リゾート産業の振興対策について」	宮崎ふるさと産業活性化懇談会 会長 塩見一郎 平成11年11月8日	同日、(社)宮崎観光協会、宮崎県商工会連合会など県内の主要な団体からなる「宮崎ふるさと産業活性化懇談会」から県に対し、観光・リゾート産業への公的支援の要請があり、民間からも観光・リゾート産業支援の機運が高まっていたこと。	○

11	陳情・要望者一覧	宮崎県観光・リゾート課長 平成11年12月22日	観光・リゾート産業の公的支援の要請が、商工関係団体、地元の地区振興会など33団体から幅広くなされ、公的支援に対し、多くの県民からの要請があったこと。	○
12の 1、2、 3	衆院選立候補予定者アンケート「私の考え」（新聞記事）	毎日新聞社 平成12年6月8日 平成12年6月9日 平成12年6月10日	シーガイア支援は多くの県民の賛同を得ており、シーガイアの存続、支援を支持した候補者が全員当選したこと。	×
13	「国際コンベンション・リゾートみやざき振興基金」への県民等の参加状況	宮崎県観光・リゾート課長 平成12年9月6日	基金へ約16万人からの署名と約1億6000万円の寄附、(財)宮崎県市町村振興協会から3億円、宮崎市から1億5000万円、串間市から1000万円の補助金が交付されており、多くの県民が基金に対し、理解と賛同を示していること。	○
14の 1、2	大規模小売店舗売上 平成11年本県経済の概況及び最近の経済動向 公共工事請負金額 企業倒産件数 有効求人倍率 宮崎空港利用者状況 ホテル・旅館利用者状況	大蔵省九州財務局宮崎財務事務所 平成12年6月30日 宮崎県 平成12年3月23日 西日本建設業保証(株)宮崎支店 東京商工リサーチ(株)宮崎支店 宮崎県職業安定課長 宮崎交通株式会社航空事業部 宮崎県観光・リゾート課長	平成11年の主要な県内の経済動向指標によると、個人消費、雇用情勢、企業倒産など本県は厳しい経済状況となっていること。	×
15	観光・リゾート産業の現状	宮崎県観光・リゾート課長 平成11年12月13日	本県の観光消費額は、農業、製造業など他の産業に幅広く経済波及効果を及ぼしていること。	○
16	平成11年度における産業支援の状況	宮崎県財政課長 平成12年10月18日	平成11年度の本県各産業への支援は、約767億円に達しており、今回の60億円の補助金支出は他産業との公平性を欠くものではないこと。	○

17の 1、2、 3、4	都井岬観光ホテル存続の陳情書	都井岬観光ホテル存続発起人会 黒潮会 申間市観光協会 申間商工会議所 平成12年3月21日	都井岬観光ホテル存続発起人会	都井岬観光ホテル存続発起人会、申間市観光協会、申間商工会議所が、同ホテルの存続について、知事等に対する陳情書を提出し、地元において、同ホテル支援の機運が高まっていたこと。	○
18の 1、2	都井岬における宿泊施設の存続を図るための新会社設立の確認書(申間市、宮崎交通株式会社、宮崎県) 確認書に係る新聞記事	申間市、宮崎交通株式会社、宮崎県 平成12年4月12日 毎日新聞社 平成12年4月13日	申間市、宮崎交通株式会社、宮崎県	基金は、シーガイア支援のみを目的にしておらず、観光・リゾート産業支援を目的にしていること。	○
19	申間市の宿泊客数及び観光客数	宮崎県観光・リゾート課長 平成12年10月4日	宮崎県観光・リゾート課長 平成12年10月4日	都井岬観光ホテルの宿泊客数は、申間市の宿泊客数の5割以上を占め、また、都井岬の観光客数は、同市の観光客数の8割を占めることから、同ホテルは、申間市の観光振興の重要な施設であること。	○
20	都井岬火祭り入込み客数	宮崎県観光・リゾート課長 平成12年10月4日	宮崎県観光・リゾート課長 平成12年10月4日	基金から都井岬観光ホテルへの支援が決まったことにより、都井岬火祭りの入込み客数が昨年に比べ、約二倍に増加し、地元地区が大きな盛り上がりを見せていること。	○
21	実質収支の推移(昭和39年度以降・一般会計)	宮崎県財政課長 平成12年10月18日	宮崎県財政課長 平成12年10月18日	本県は、昭和39年度以降決算において実質収支が赤字になったことがなく、60億円を支出しても財政運営上の支障がないこと。	○
22	平成11年度予算の計画的・効率的な執行等について(一般会計)	宮崎県財政課長 平成12年10月18日	宮崎県財政課長 平成12年10月18日	60億円を支出した平成11年度において、経費の節減等により2月補正で約91億円、最終専決補正で約28億円の財源が捻出でき、さらに決算においても約20億円の实質収支の黒字が確保できたところであり、財政運営上の支障が生じていないこと。	○
23	平成11年度末県債残高に対する地方交付税上の措置状況(一般会計)	宮崎県財政課長 平成12年10月18日	宮崎県財政課長 平成12年10月18日	平成11年度末県債残高約7452億円のうち、約6割は地方交付税上の措置がなされる見込みであり、60億円を支出したことにより、将来の財政運営上の支障は生じないこと。	○

24	起債制限比率の推移	宮崎県財政課長 平成12年10月18日	20%以上の場合に起債が制限されることとなる起債制限比率は、平成10年度決算値で、10.8パーセントであり、この点からも財政運営上の支障はないこと。	○
25	シーガイア建設効果	宮崎県観光・リゾート課長 平成12年10月5日	シーガイアの建設により、2595億円の経済波及効果があり、本県に多大な経済効果を与えていること。	○
26	シーガイアの雇用創出	宮崎県観光・リゾート課長 平成12年10月5日	シーガイアは、本県の雇用の創出・確保に大きな役割を果たしていること。	○
27	フェニックスグループの従業員数	宮崎県観光・リゾート課長 平成12年10月5日	同右	○
28	シーガイアの効果	宮崎県観光・リゾート課長 平成11年12月13日	シーガイアは、国際会議の増加や雇用創出など多くの波及効果を県内に及ぼし、県民の利益に多大な貢献をしていること。	○
29	コンベンション開催による経済波及効果	財団法人みやざん経済研究所 平成12年3月	平成11年度に本県で開催されたコンベンションの波及効果は、162億円あり、コンベンションの振興は、本県経済に大きな効果をもたらし、この振興が図られるのもシーガイアの存在によるものであること。	○
30	九州・山口人気観光地調査	株式会社リクルート 平成12年6月	シーガイアは、本県の国内観光の誘致宣伝において、なくてはならない存在であること。	○
31	宮崎20世紀10大ニュース	宮崎日日新聞社 平成12年8月22日	「九州・沖縄サミット宮崎外相会合」は、「20世紀の10大ニュース」において、県民から1位に選ばれるほど重要な出来事であり、この外相会合が開催できたのもシーガイアがあったためであること。	○
32	九州・沖縄サミット宮崎外相会合の結果概要と成果について	宮崎県サミット協力推進協議会 平成12年9月27日	「九州・沖縄サミット宮崎外相会合」は、本県にとって有形無形の多大の効果をもたらしたが、これもシーガイアがあったからであること。	○

33	松憲法	フェニックスリゾート株式会社 平成8年4月1日	フェニックスリゾート社は、「松憲法」を定め、一ツ葉の松林を守り、育ててきており、仮にシーガイアが廃業したら、この美しいリゾート景観を喪失することはもとより、潮害防備保安林としての機能も失われ、地域住民に多大な被害を与えることになること。	×
34	シーガイアの松林の状況	宮崎県観光・リゾート課長 平成12年10月5日	フェニックスリゾート社は多大な費用と手間をかけて徹底した管理を行い、ほとんど枯れる松がないほどの素晴らしい管理を実現しており、仮にシーガイアが廃業したら、この美しいリゾート景観を喪失することはもとより、潮害防備保安林としての機能も失われ、地域住民に多大な被害を与えることになること。	○
35	「一ツ葉リゾート地区 都市景観百選に」(新聞記事)	讀賣新聞社 平成12年10月4日	シーガイアを含む一ツ葉地区は、自然景観とリゾート施設が共生、調和している素晴らしい環境で、このことは、国にも認められたところであり、これを守ることは、県民全体の利益につながる。	×
36 の 1、2	(財)宮崎ビュローの概要 (財)宮崎ビュローの寄附行為	(財)宮崎ビュロー 平成12年4月1日 (財)宮崎ビュロー 平成12年1月13日	(財)宮崎ビュローは、民法に基づき運輸省の許可を得て設立された公益法人であり、その目的は、コンベンション振興により、地域経済の活性化及び文化の向上への(ママ)寄与することから、同ビュローは、補助事業者として適性であること。	○
37	(財)宮崎ビュローの組織体制	(財)宮崎ビュロー 平成12年8月11日	(財)宮崎ビュローの事務局組織においても、県からの3名の派遣を含め、官民から優秀な職員が派遣されており、基金管理能力は十分にあること。	○
38 の 1、2	寄附行為の変更の認可書 公益法人寄附行為の一部変更認可について	九州運輸局長 平成12年1月13日	(財)宮崎ビュローがリゾート振興事業を実施することを九州運輸局から認可され、国においても、同事業の実施を認めていること。	×
39	第三セクターに関する指針について	自治大臣官房総務審議官 平成11年5月20日	シーガイア支援は、三セク指針に適合するものであること。	○

# (5) 第2回口頭弁論に関する新聞報道記事

宮崎日日新聞001114

**県基金支出の資料提出要求 返還訴訟で原告**

第三セクター・フェニックスリゾート支援のため、県が公的資金を投入したのには公益性がなく違法として、「シーガイア支援基金の住居監査請求・住居訴訟をすすめる会」(代表・後藤好成弁護士)の会員七百六十九人が松形知事に六十億円の拠出金返還を求めた住居訴訟の第二回口頭弁論が十三日、宮崎地裁(中山頭裕裁判長)で開かれた。

訴訟資料収集などで知事を支援するため、今回から県が訴訟参加。原告側は補助金支出の際に参考にした資料、補助金の使途をチェックするシステムなど七項目に該当する資料の提出を求めた。知事側は、資金拠出はシーガイア支援が主目的であると認めた上で、「経営改善計画を策定するまでの運営経費で、累積赤字や借入金の解消が目的ではない」と主張している。

西日本新聞001114

シーガイア  
支援基金  
訴訟

## 「県に不可欠な施設」

知事側 支出の正当性を主張

宮崎市の市民団体「シーガイア支援基金の住居監査請求をすすめる会」(代表・後藤好成弁護士)が、松形知事に対し、シーガイア支援目的の基金に県が出資したのは「公益性がなく地方自治法違反」として、六十億円の県費返還を求めた訴訟は十三日、宮崎地裁で第二回口頭弁論があり、知事側が「公金支出は違法ではない」と、正当性を主張する準備書面を提出した。準備書面によると知事側は、シーガイアを「国際会議・観光都市を目指す県にとってなくてはならない施設で」「廃業すれば数千人の失業者が生じるなど影響が大きい」と位置づけ、今回の支援策は「資金不足で倒産の危機にあったシーガイアが、事業存続のため今年一月、六十億円を出資する間に、経営維持させるため」として、支出の公益性を訴えている。

県は松形知事の提案で「国際コンベンションリゾートみぎぎ振興基金」を創設。シーガイアを運営するフェニックスリゾート社に二十五億円が交付されており、原告側は「シーガイアは県外客を主な対象とした観光娯楽施設。県民生活に直接役立つものではない」と主張している。

「公益性がなく地方自治法違反」として、六十億円の県費返還を求めた訴訟は十三日、宮崎地裁で第二回口頭弁論があり、知事側が「公金支出は違法ではない」と、正当性を主張する準備書面を提出した。準備書面によると知事側は、シーガイアを「国際会議・観光都市を目指す県にとってなくてはならない施設で」「廃業すれば数千人の失業者が生じるなど影響が大きい」と位置づけ、今回の支援策は「資金不足で倒産の危機にあったシーガイアが、事業存続のため今年一月、六十億円を出資する間に、経営維持させるため」として、支出の公益性を訴えている。

しんぶん赤旗001115

## シーガイア支援が目的

県側、観光「基金」設置で証言

宮崎市の第三セクター・フェニックスリゾート社の第二回口頭弁論が十三日、「シーガイア」救済に、県が県費六十億円を投入したのは違法であるとして、七人の原告団傍聴者が出席し、

原告側弁護団の後藤好成弁護士が「県は、観光リゾート産業支援のためとして宮崎コンベンションビュローに基金を設置し、六十億円の県費を支出した。これがシーガイアへの支援を主な目的としていることは明らか」と強調し、「シーガイアへの公金支出を基金からの支出という回りく

どいやりかたを県がとるのは、シーガイアに直接公金を支出することにたいする県民からの強い批判と法的追及(住居訴訟)を回避しようとした苦肉の策と考えるほかにない」と指摘しました。

法廷後、原告団による報告集が開かれ「きょうの口頭弁論で被告側が『基金の主要な目的はシーガイア支援』と答えたことで争点が明確になった。今後、シーガイアに公金を支出することが観光産業の浮揚になるかどうか争われることになる」などの報告がありました。

次回口頭弁論は、来年二月十九日です。

